

利根町障がい者プラン

【利根町障害者計画】

【利根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画】

令和6年3月
茨城県利根町

はじめに



障がい者を取り巻く状況は、近年、様々な制度改革が行われるなど、年々整備が進んでいます。

令和3年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。

その後、令和5年には、「改正障害者総合支援法」が施行され、令和6年には障がい者に対する合理的配慮の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化された「改正障害者差別解消法」が施行されます。

このような中、今回策定した計画におきましては、前計画の基本理念であります「ニコニコと安心して暮らせる明るいまち」を継承しつつ、一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくりを推進することとしております。

本町においては、障がい者の方の高齢化や障がいの重度化、心の悩みを原因とする障がいを抱える方が増加傾向にあります。

このような実態を踏まえつつ、このたび、保健・医療・福祉・雇用・教育など様々な関係機関との連携を強め、引き続き、すべての人にとって暮らしやすく安全で安心なまちづくりに努めて参りますので、障がい者施策の推進に対する深いご理解と一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、格別のご尽力とご指導を賜りました計画策定委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました関係者の皆さま、多くの町民の皆さまに、改めて厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

利根町長 佐々木 喜章

目次

総論	1
第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景・目的	3
2 計画の位置づけと期間	7
3 計画策定までの流れ	9
4 計画の推進	11
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	14
1 人口と世帯数の状況	14
2 障がい者数の状況	15
3 教育・保育の状況	21
4 雇用・就労の状況	22
5 アンケート調査結果の概要	24
6 現状からみた利根町の課題	37
各論1 利根町障害者計画	39
第1章 計画の基本的な考え方	41
1 基本理念	41
2 基本目標	42
3 重点項目（主要課題）	44
4 計画の体系	46
第2章 施策の展開	47
基本目標1 共生のまちづくりの推進	47
基本目標2 保健・医療の推進	50
基本目標3 障がいのある子どもの育成	53
基本目標4 就労と自立に向けた支援	56
基本目標5 日常生活の支援	59
基本目標6 権利擁護の推進	64
基本目標7 安全・安心な生活環境づくり	66
基本目標8 情報アクセシビリティの向上	69
各論2 利根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	71
第1章 計画の基本的な考え方	73
1 計画の方向性	73

2	サービス等の体系.....	75
第2章	令和8年度における目標値.....	76
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	76
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	78
3	地域生活支援拠点等の整備.....	80
4	福祉施設から一般就労への移行等.....	82
5	障がい児支援の提供体制の整備等.....	86
6	相談支援体制の充実・強化等.....	88
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	89
第3章	障害福祉サービス等の見込み量.....	91
1	訪問系サービス.....	91
2	日中活動系サービス.....	93
3	居宅系サービス.....	102
4	相談支援.....	105
5	地域生活支援事業.....	106
6	自立支援医療と補装具.....	113
第4章	障害児通所支援等の見込み量.....	114
1	障害児通所支援.....	114
2	障害児相談支援.....	116
資料編		117
1	利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	119
2	利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	121
3	計画の策定経過.....	122
4	用語解説.....	123

総論

「障害」「障がい」？

「障害」の「害」という漢字については否定的なイメージや不快感を抱く方もいます。

この計画の中では、「障害」という用語が人や人の状態を表す場合には、「害」の字の表記については可能な限りひらがなとし「障がい」と表記しています。

ただし、法令や機関の名称、医学用語や固有名詞、資料からの引用文などでは「障がい」と表記することで意味が失われたり、誤解されたりする恐れがあるため、変更せず「害」の字で表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

本町では、令和3年3月に、町におけるこれまでの取組の実績や地域の実情などを踏まえるとともに、国の「障害者基本計画（第4次）」、県の「新しいばらき障害者プラン」、さらに国の示す第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針も踏まえ、「利根町障がい者プラン」を策定し、障がいの自立支援や社会参加の推進、障がいの特性に応じた障害福祉サービスの充実に向けた取組を進めてきました。

この「利根町障がい者プラン」は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする利根町障害者計画と、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする利根町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を一体的に策定しています。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、共生社会の実現に向け、令和5年3月に閣議決定された第5次障害者基本計画が策定されました。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向けた国の指針においては、第6期計画で示された、一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく「地域共生社会」の実現や、精神障がい者支援の充実のほか、障がい児支援の一層の充実を図る障害児福祉計画の推進など、これまでの取組を継続しつつ、着実に地域に根付かせていくことが求められています。

この度、利根町障害者計画および利根町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画が計画期間満了を迎えます。計画の基本理念である「ニコニコと安心して暮らせる明るいまち～一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくり～」を継承しつつ、国や県の指針、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、町の取組状況、委員会意見などに基づき、一体的に計画の改定を行います。

【 障がい者施策をめぐる近年の動き 】

◆ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加していること、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することで、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。（令和3年6月制定，令和3年9月施行）

◆ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定

正式名称は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし制定，施行されました。（令和4年5月公布，施行）

◆ 「障害者基本計画（第5次）」の策定

正式名称は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし制定，施行されました。（令和4年5月公布，施行）

◆ 「障害者差別解消法」の改正公布

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」。障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化するため障害者差別解消法を改正することが公布されました。（令和4年6月公布）

【 障害福祉計画に係る基本指針の主な内容 】

① 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や，市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

資料：厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後（概要）

2 計画の位置づけと期間

(1) 本計画の位置づけと内容

利根町障がい者プランは、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」の内容や県の「新しいばらき障害者プラン」を踏まえるとともに、本町の上位計画である「第5次利根町総合振興計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図りながら策定します。

■障がい者に関する計画の内容等

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
計画の性格	障がい者施策全般の基本的指針を定める分野横断的な総合計画	サービス提供等の具体的な実施計画	
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画の内容	生活環境、情報、防災、差別の解消、保健・医療、福祉・生活支援、雇用・就業、教育、文化・スポーツ活動など障がい者に関するあらゆる分野の施策について定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

(2) 計画期間

利根町障害者計画の計画期間は令和6年度から令和11年度の6年間であり、本計画はその前期期間（令和6年度から令和8年度）の計画とします。

利根町障害福祉計画及び利根町障害児福祉計画の計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間とします。

(3) 本計画の対象

本計画の主たる対象は、「障害者基本法」第2条、「障害者総合支援法」第4条に規定する「障害者」及び「障害児」とします。

具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病（国の指定する特定疾患医療給付対象者）、高次脳機能障がい、発達障がいなどの障がい者（児）です。

この計画は上記の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人と、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進するものです。

また、障がいのない町民についても、障がいや障がい者に対する理解や支援の促進を図る対象であることなどから、本計画の対象に含まれます。

【障害者基本法】

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【障害者総合支援法】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

- 二 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 計画策定までの流れ

(1) 利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会

計画策定にあたり、学識経験者、福祉関係団体、社会福祉事業者、社会福祉活動の代表者、行政関係機関などで構成する「利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について総合的に審議していただきました。

(2) 障がい者福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、障がい者の日常生活の状況、障がい福祉施策に関する意見の把握などを目的にアンケート調査を実施し、調査結果の計画内容への反映を図りました。

調査の対象には障がい者のみならず、障がいのない町民の意識を把握するため障害者手帳所持者及び福祉サービス利用者以外の町民を対象にした調査も併せて実施するとともに、サービス提供事業者に対しても調査を実施しました。

■調査期間と調査方法

調査期間：令和5年6月5日（月）～ 令和5年6月30日（金）

調査方法：郵送配布・郵送回収

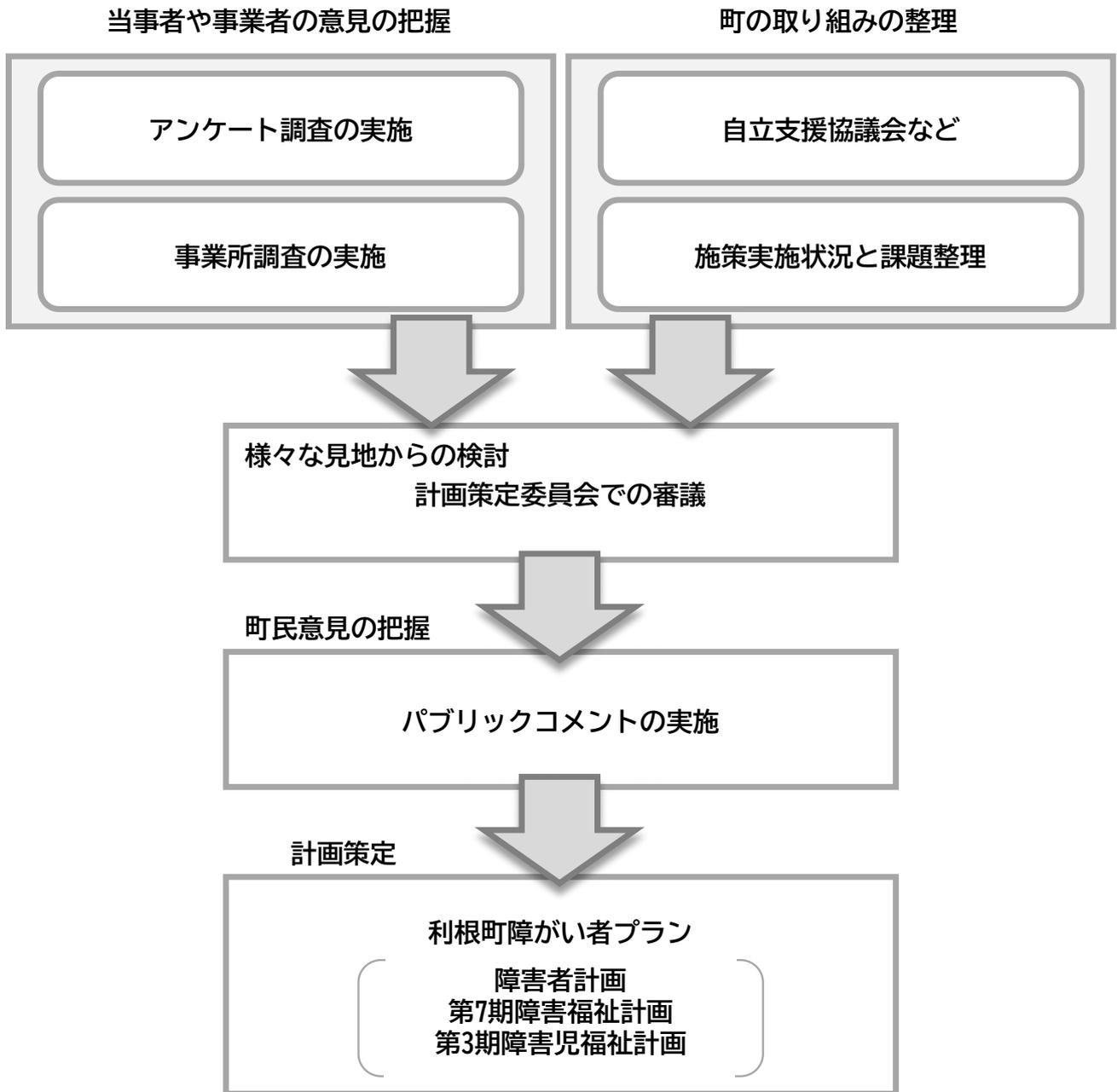
■配布・回収結果

区分	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
①障がい者調査	身体障害者手帳所持者	525件	257件	49.0%
	療育手帳所持者	117件	53件	45.3%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	155件	63件	40.6%
	難病手当受給者	41件	19件	46.3%
	計	838件	392件	46.8%
②一般町民調査	障害者手帳を所持していない人	500件	137件	27.4%
③事業者調査	障害福祉サービス提供事業者	80件	44件	55.0%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の案を町民に公表し、パブリックコメントを実施し、計画内容などに対して町民からの意見を広く募りました。

【計画策定までの流れ】



4 計画の推進

(1) 計画の推進に向けて

① わかりやすい情報提供と障がい特性の周知・啓発

相談支援をはじめとする各種サービスは、必要な人に十分に届いてはじめて機能していると言えます。様々な場を活用し、当事者とその家族に向け、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、地域で共に活動していくためには、地域の中で障がいの特性について理解されていることが大切です。広く町民に向け、障がい特性についての周知や、こころのバリアフリーのための啓発に継続的に取り組みます。

② 障がいのある人やその家族のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するために、施策の内容や提供方法などについて、実態調査や聞き取り調査などを用いて、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握と反映に努めます。

③ 関係機関との連携

障がい者施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、町単独で行うことが困難な事業もあるため、施設の適正配置や連携による事業実施などに広域的な立場から取り組むべく、国や県、近隣市町村、事業者等関係機関との幅広い連携に努めながら事業等の推進を図ります。

特に、障がい当事者の家族の方、障がい福祉団体、障がい者支援施設、学識経験者、町民などの様々な立場から集まって構成されている「自立支援協議会」とともに、地域ネットワークの強化や町内の地域資源の改善など、よりよい支援に向けた課題を検討していきます。

< 自立支援協議会の活動 >

「障害者総合支援法」では、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、「自立支援協議会」が位置づけられています。

本町においては、平成 23 年に「自立支援協議会」を設置し、相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価、障害者差別解消法に関する取組についての協議など、地域における様々な課題について検討しています。

また、平成 28 年度からは、自立支援協議会を障害者差別解消支援地域協議会としても位置づけて活動しています。

④ 庁内の連携と役場職員の意識向上

障がい者福祉に関わる部署は、福祉課だけでなく、保健・医療、高齢者、子ども、教育、都市計画や道路整備など広範囲にわたります。

各部署の情報交換と連携により、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。また、すべての職員が障がいに配慮しつつ各自の職務を行うことができるよう、役場職員の知識と意識を高めていきます。

⑤ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、保健・医療にとどまらず、経済活動、学校教育、福祉サービスの提供、水害や地震の際の避難のあり方など、生活のあらゆる面に大きな脅威をもたらしました。障がい福祉の分野においても、今後も求められる「新しい生活様式」の中での的確な情報提供、事業所の継続支援、福祉職員の安全確保、利用者の生活支援の在り方などについて、自立支援協議会とともに情報を収集し検討していきます。

⑥ 国・県との連携や要望

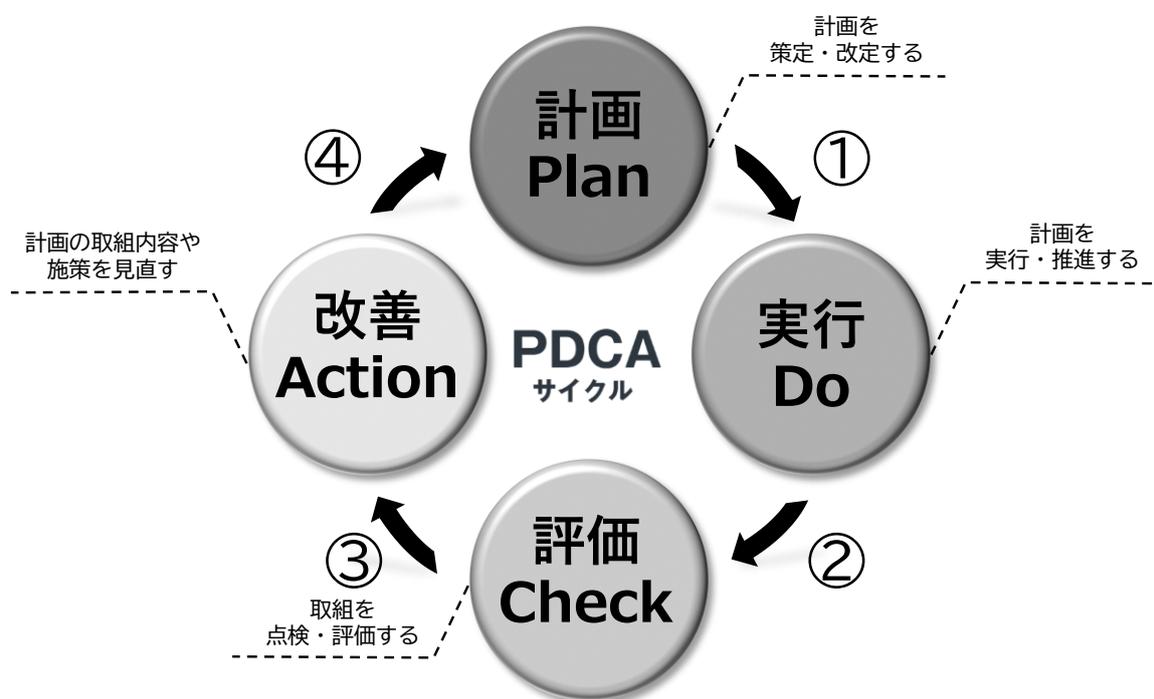
障がいのある人の地域生活を支える施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や県の新しい動向を注視しつつ、連携しながら施策を推進します。

また、利用者本位のより良い制度になるよう、国や県に対して必要な要望を伝えるとともに、行財政上の措置を要請していきます。

(2) 計画の点検と評価

計画策定後は各施策の進捗状況，サービスの見込量などの到達状況を点検，評価し，その結果に基づいて改善していくという，「PDCA」のサイクルが必要です。

本町においては，町における進捗状況の把握とともに，自立支援協議会を通じて点検と評価，改善策の検討を行います。また，本計画は，令和6年度を初年度とする3か年の計画であることから，最終年度である令和8年度には，再びアンケート調査などを実施して，施策・事業の有効性についての検証・見直し作業を行い，次期計画の策定へとつなげていきます。



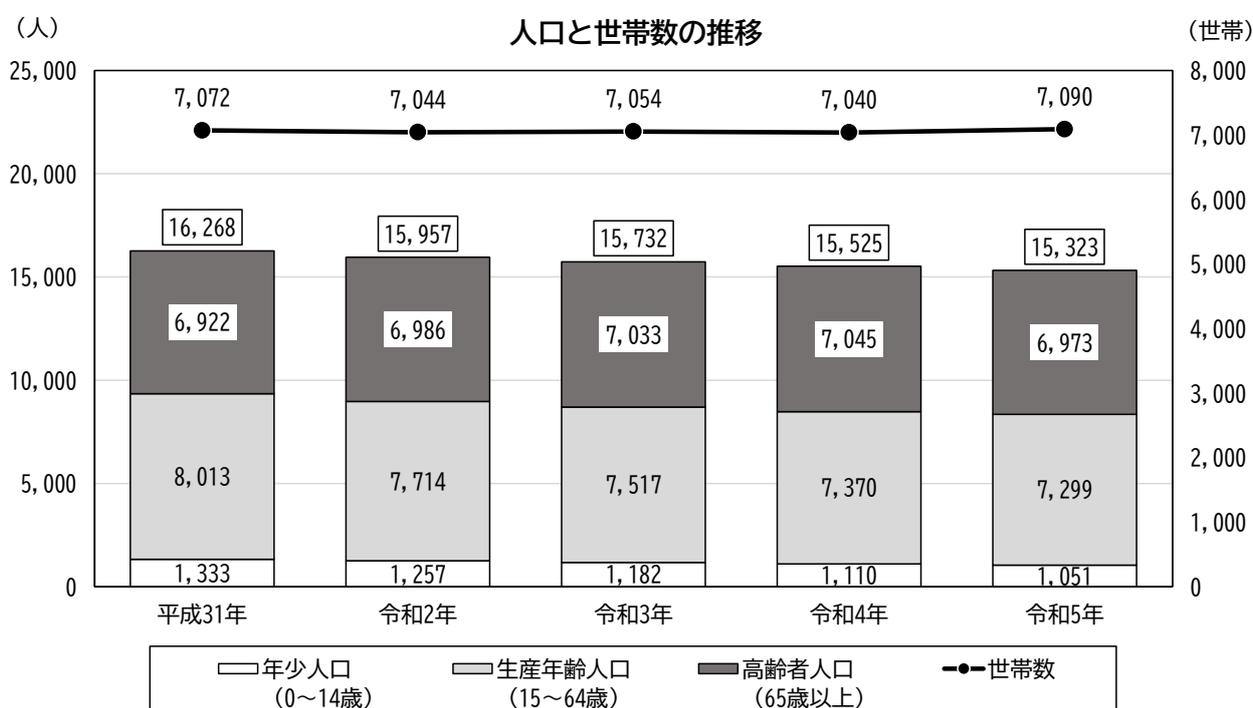
- ① 利根町の各担当部署は，この計画の確実な実現に向けてそれぞれ検討をおこない，課題を明らかにし，主体的に取り組めます。
- ② そして毎年度，この計画の進捗をまとめ，自立支援協議会に報告します。
- ③ 自立支援協議会は，障がいのある本人や関係者の意見を聞き，必要があると認めたとときには，計画の変更や事業を見直すことを考えます。
- ④ 自立支援協議会のもとにある各部会も，この計画の進捗具合を確認し，積極的に関わります。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 人口と世帯数の状況

令和5年4月1日現在、本町の総人口は15,323人となっており、年々減少傾向にありますが、世帯数は増減を繰り返し令和5年は7,090世帯と横ばい状態が続いています。

人口の推移を年齢別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少傾向にあり、高齢者人口は平成31年から令和4年まで増加傾向でしたが、令和5年は減少しています。

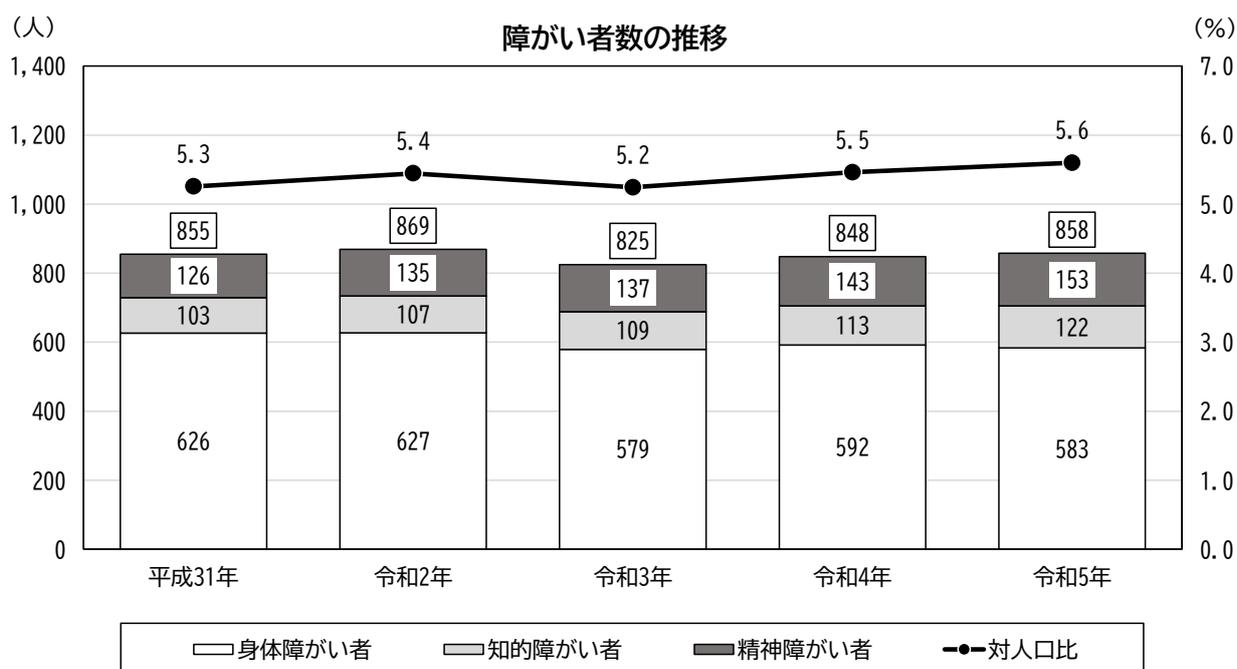


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障がい者数の状況

(1) 障がい者数の推移

障害者手帳所持者を基準とした本町の障がい者数の推移をみると、障がい者数はおおむね横ばいで推移していますが、総人口に占める割合は増加傾向となっています。



資料：利根町福祉課（各年4月1日現在）

(2) 身体障がい者の状況

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で583人となっています。等級別にみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

（単位：人）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
重度	1級	205	209	194	196	198
	2級	86	90	85	87	84
中度	3級	107	102	84	86	87
	4級	147	145	141	146	137
軽度	5級	42	42	38	35	33
	6級	39	39	37	42	44
合計		626	627	579	592	583

資料：利根町福祉課（各年4月1日現在）

障がい種別をみると、令和5年7月1日現在、「肢体不自由」が344人で最も多く、次いで「内部障がい」が220人となっています。

障がい種別と等級の関係をみると、「内部障がい」では「1級」が最も多く、「肢体不自由」では「4級」，「聴覚・平衡機能障がい」では6級となっています。

■障がい種別と等級の状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
視覚障がい	3	8	3	0	7	1		22
聴覚・平衡機能障がい	0	13	8	12	1	25		59
音声・言語・咀嚼機能障がい	0	0	4	5	0	0		9
肢体不自由	15	59	53	132	40	7	38	344
内部障がい	138	1	32	49				220
合計	156	81	100	198	48	33	38	654

資料：利根町福祉課（令和5年7月1日現在）
※手帳所持者に障がいの重複あり

全体の年齢構成は、令和5年7月1日現在、18歳未満が1.4%，18～64歳が20.8%，65歳以上が77.8%となっています。

障がい種別と年齢構成をみると、いずれの等級も65歳以上が6割以上を占め最も多くなっています。特に、「聴覚・平衡機能障がい」では65歳以上が88.1%となっています。

■障がい種別と年齢構成の詳細

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
視覚障がい	0	8	14	22
	0.0%	36.4%	63.6%	100%
聴覚・平衡機能障がい	1	6	52	59
	1.7%	10.2%	88.1%	100%
音声・言語・咀嚼機能障がい	0	3	6	9
	0.0%	33.3%	66.7%	100%
肢体不自由	6	81	257	344
	1.7%	23.5%	74.7%	100%
内部障がい	2	38	180	220
	0.9%	17.3%	81.8%	100%
合計	9	136	509	654
	1.4%	20.8%	77.8%	100%

資料：利根町福祉課（令和5年7月1日現在）

等級と年齢構成をみると、令和5年7月1日現在、いずれの等級も65歳以上が6割以上を占めています。また、6級では65歳以上が87.9%と特に多くなっています。

■等級と年齢構成の状況

(単位：人)

		18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
重度	1級	2 1.3%	29 18.6%	125 80.1%	156 100%
	2級	1 1.2%	23 28.4%	57 70.4%	81 100%
中度	3級	3 3.0%	18 18.0%	79 79.0%	100 100%
	4級	1 0.5%	36 18.2%	161 81.3%	198 100%
軽度	5級	1 2.1%	15 31.2%	32 66.7%	48 100%
	6級	1 3.0%	3 9.1%	29 87.9%	33 100%
	7級	0 0.0%	12 31.6%	26 68.4%	38 100%
合計		9 1.4%	136 20.8%	509 77.8%	654 100%

資料：利根町福祉課（令和5年7月1日現在）

(3) 知的障がい者の状況

本町の療育手帳所持者数は増加傾向がみられ、令和5年4月1日現在では122人、そのうち18歳未満の障がい児は25人となっています。

障がい程度別にみると、近年では「B（中度）」「C（軽度）」が増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
マルA (最重度)	18歳未満	4	4	4	4	3
	18歳以上	24	24	25	25	26
	計	28	28	29	29	29
A (重度)	18歳未満	4	4	4	4	3
	18歳以上	13	13	13	12	14
	計	17	17	17	16	17
B (中度)	18歳未満	1	2	2	2	1
	18歳以上	27	28	27	29	31
	計	28	30	29	31	32
C (軽度)	18歳未満	8	7	8	11	18
	18歳以上	22	25	26	26	26
	計	30	32	34	37	44
合計	18歳未満	17	17	18	21	25
	18歳以上	86	90	91	92	97
	計	103	107	109	113	122

資料：利根町福祉課（各年4月1日現在）

全体の年齢構成は、令和5年7月1日現在、18歳未満が21.0%、18～64歳が72.3%、65歳以上が6.7%となっています。

等級と年齢構成をみると、いずれの等級も18～64歳が6割から8割台と多くなっています。

■等級と年齢構成の詳細

(単位：人)

		18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
マルA (最重度)		3	25	0	28
		10.7%	89.3%	0.0%	100%
A (重度)		3	12	2	17
		17.6%	70.6%	11.8%	100%
B (中度)		1	22	6	29
		3.4%	75.9%	20.7%	100%
C (軽度)		18	27	0	45
		40.0%	60.0%	0.0%	100%
合計		25	86	8	119
		21.0%	72.3%	6.7%	100%

資料：利根町福祉課（令和5年7月1日現在）

(4) 精神障がい者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年4月1日現在で153人となっています。障がい程度別にみると、いずれの年も「2級（中度）」が最も多くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級（重度）	17	18	20	17	17
2級（中度）	77	85	85	86	99
3級（軽度）	32	32	32	40	37
合計	126	135	137	143	153

資料：利根町福祉課（各年4月1日現在）

全体の年齢構成は、令和5年7月1日現在、18歳未満が3.2%、18～64歳が83.4%、65歳以上は13.4%となっています。

等級と年齢構成をみると、いずれの等級も18～64歳が大半を占めています。

■等級と年齢構成の詳細

(単位：人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計
1級（重度）	1	10	6	17
	5.9%	58.8%	35.3%	100%
2級（中度）	4	85	12	101
	4.0%	84.1%	11.9%	100%
3級（軽度）	0	36	3	39
	0.0%	92.3%	7.7%	100%
合計	5	131	21	157
	3.2%	83.4%	13.4%	100%

資料：利根町福祉課（令和5年7月1日現在）

本町の自立支援医療費受給者数（精神通院）は、令和5年3月31日現在で261人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）費受給者数の推移

(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	234	230	155※	241	261

資料：茨城県（各年3月31日現在）

※新型コロナウイルス感染症拡大のため受給者証の有効期間延長

(5) 難病患者の状況

本町の指定難病特定医療費助成受給者数は、令和5年3月31日現在で150人、小児慢性特定疾病医療費助成受給者数は7人となっています。

■指定難病特定医療費助成受給者数の推移

(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	144	144	150	142	150

資料：竜ヶ崎保健所（各年3月31日現在）

■小児慢性特定疾病医療費助成受給者数の推移

(単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	8	8	9	6	7

資料：竜ヶ崎保健所（各年3月31日現在）

3 教育・保育の状況

(1) 保育所・認定こども園

本町の保育所，認定こども園における，障がいのある子どもの在籍数は，年度によってばらつきがみられ，令和5年度では4人となっています。

■教育・保育施設における療育支援加算適用対象児童数の推移 (単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育支援加算適用対象児童数	3	2	3	3	4

資料：利根町子育て支援課（各年4月1日現在）
※本町に住所がある児童数

(2) 小中学校

本町の小中学校における支援を必要とする児童生徒数は，年々増加傾向であり，令和5年では小学校児童が33人，中学校生徒が16人の計49人となっています。

■小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数の推移 (単位：人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	29	28	29	28	33
中学校	11	13	16	20	16
合計	40	41	45	48	49

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）
※本町に住所がある児童生徒数

4 雇用・就労の状況

(1) 県内の障がい者の雇用状況

茨城県内に本社を置く民間企業のうち、障がい者の実雇用率 2.3%^{※1}（障害者雇用促進法の法定雇用率）が適用される常用労働者数 43.5 人以上規模^{※2}の企業は、令和 4 年 6 月 1 日現在 1,704 社あり、そのうちの 49.8%の企業が法定雇用率を達成しており、全国水準を上回っている状況です。

民間企業における障がい者雇用状況をみると、雇用数は令和 4 年で 6,385.5 人と令和元年から 267 人増加していますが、障がい者実雇用率は 2.20%と、全国よりも低くなっています。

■県内の民間企業における障がい者雇用状況

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
企業数	1,609 社	1,637 社	1,701 社	1,704 社
法定雇用算定基礎労働者数	286,164.0 人	289,226.0 人	290,397.5 人	289,769.0 人
障がい者雇用数	6,118.5 人	6,329.5 人	6,302.0 人	6,385.5 人
実雇用率	2.14%	2.19%	2.17%	2.20%
参考：全国	2.11%	2.15%	2.20%	2.25%
法定雇用率達成企業の割合	50.4%	52.1%	49.3%	49.8%
参考：全国	48.0%	48.6%	47.0%	48.3%

資料：茨城労働局（各年 6 月 1 日現在）

※1 「法定雇用率」

平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までは 2.2%，令和 3 年 3 月 1 日から 2.3%

※2 「法定雇用率適用規模」

平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までは 45.5 人以上，令和 3 年 3 月 1 日から 43.5 人以上

※3 「法定雇用算定基礎労働者数」

常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者の数

※4 「障がい者雇用数」

- ・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者（短時間労働者以外）については、その 1 人の雇用をもって、2 人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ・ 重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者）については 1 人分としてカウントし、重度以外の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者である短時間労働者の場合は 1 人を 0.5 人分としてカウントしている。

(2) 管内の障がい者の就職状況

龍ヶ崎公共職業安定所管内の障がい者の就職状況をみると、令和4年度の新規求職申込数は485件、就職数は304件となっており、増加傾向となっています。

■管内の新規求職数と就職数の推移

(単位：件)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求職申込数	408	454	454	504	485
就職数	240	243	232	241	304

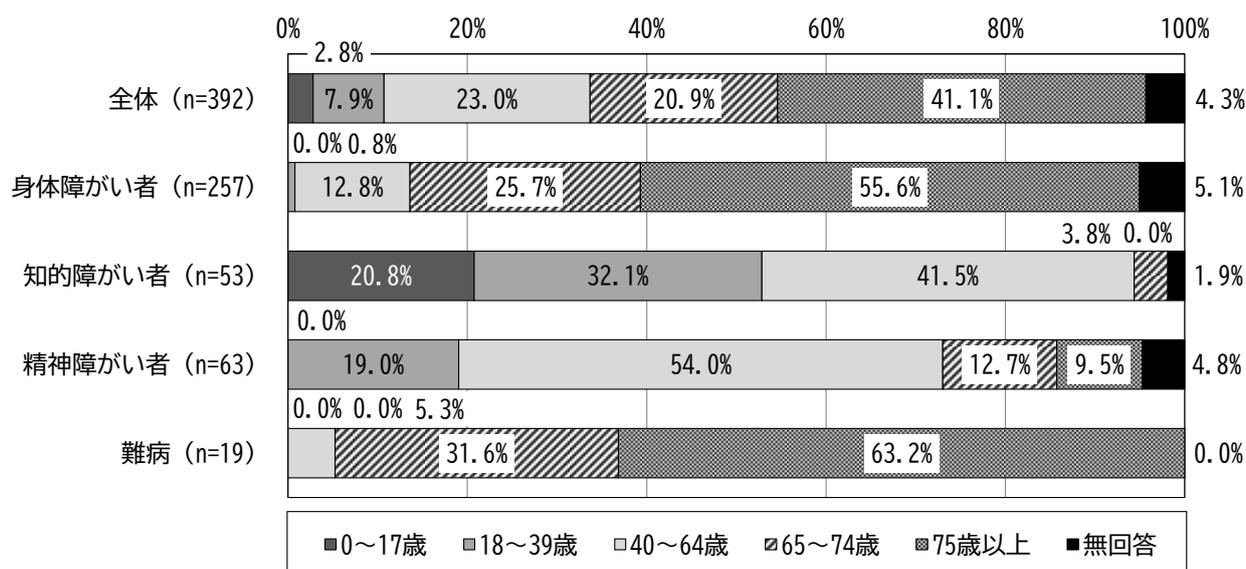
資料：龍ヶ崎公共職業安定所

5 アンケート調査結果の概要

(1) 障がい当事者アンケート調査結果

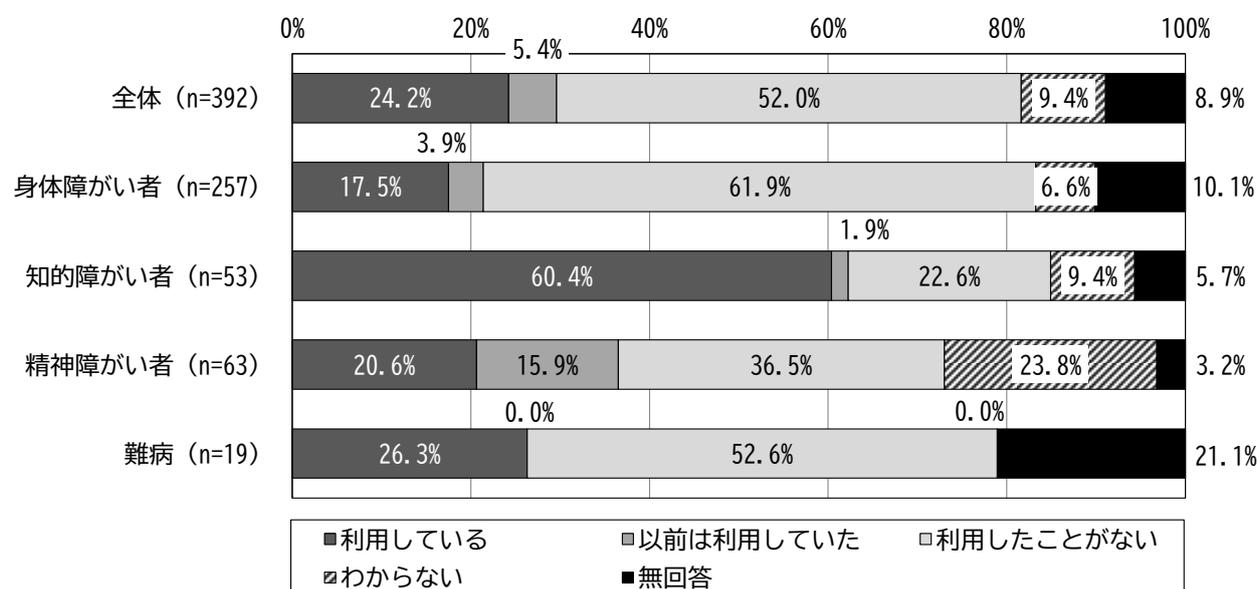
① 当事者の年齢

年齢（令和5年6月1日現在）については、『身体障がい者』は「75歳以上」が55.6%、『知的障がい者』は「40～64歳」が41.5%、『精神障がい者』は「40～64歳」が54.0%、『難病』は「75歳以上」が63.2%と最も多くなっています。



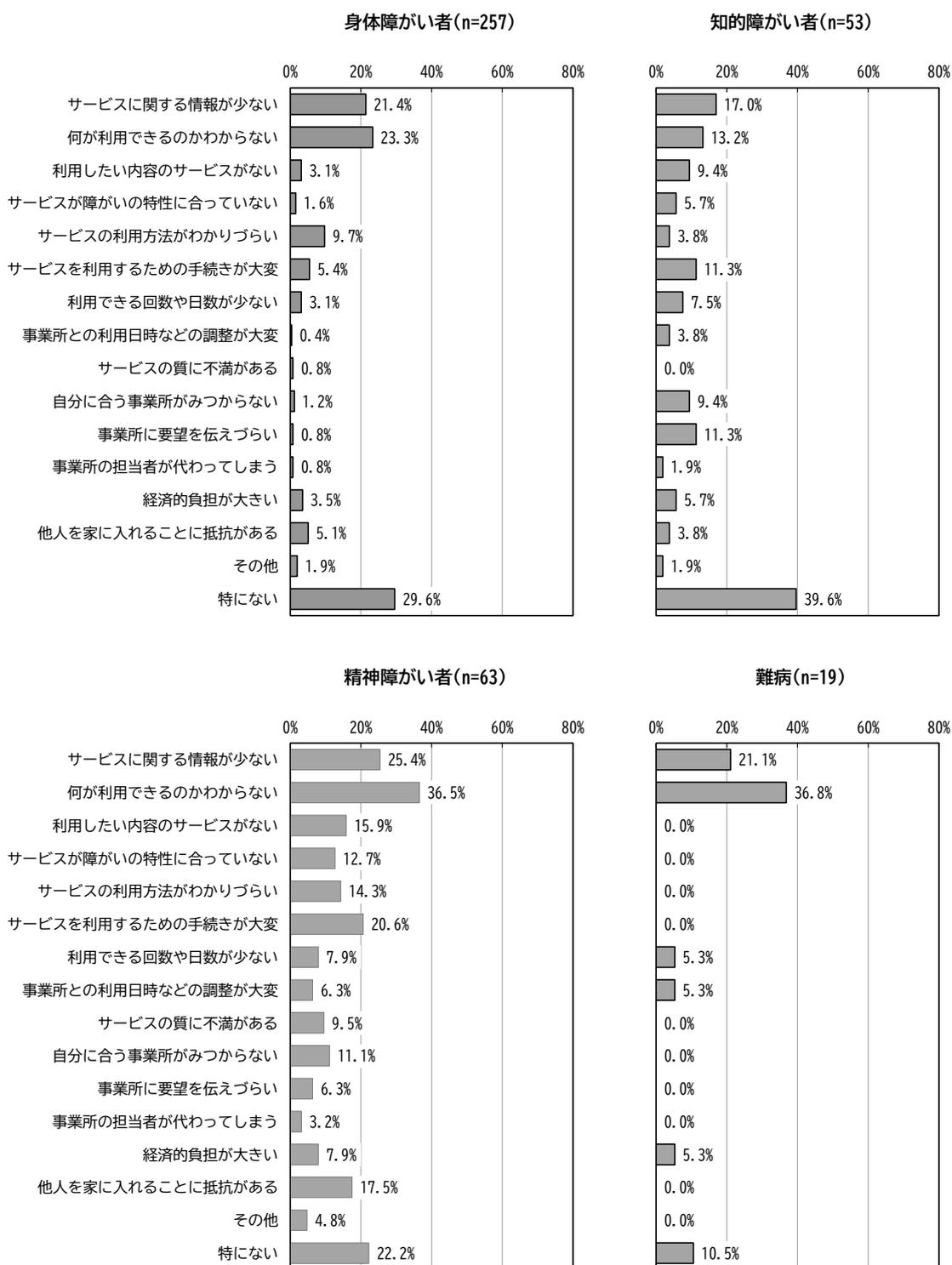
② 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスを「利用している」割合は、『知的障がい者』が60.4%と最も多く、『身体障がい者』『精神障がい者』『難病』は2割前後となっています。



③ 障害福祉サービスを利用する際に不便に思うこと

全ての対象者で、「サービスに関する情報が少ない」「何が利用できるのかわからない」と回答する割合が多くなっています。

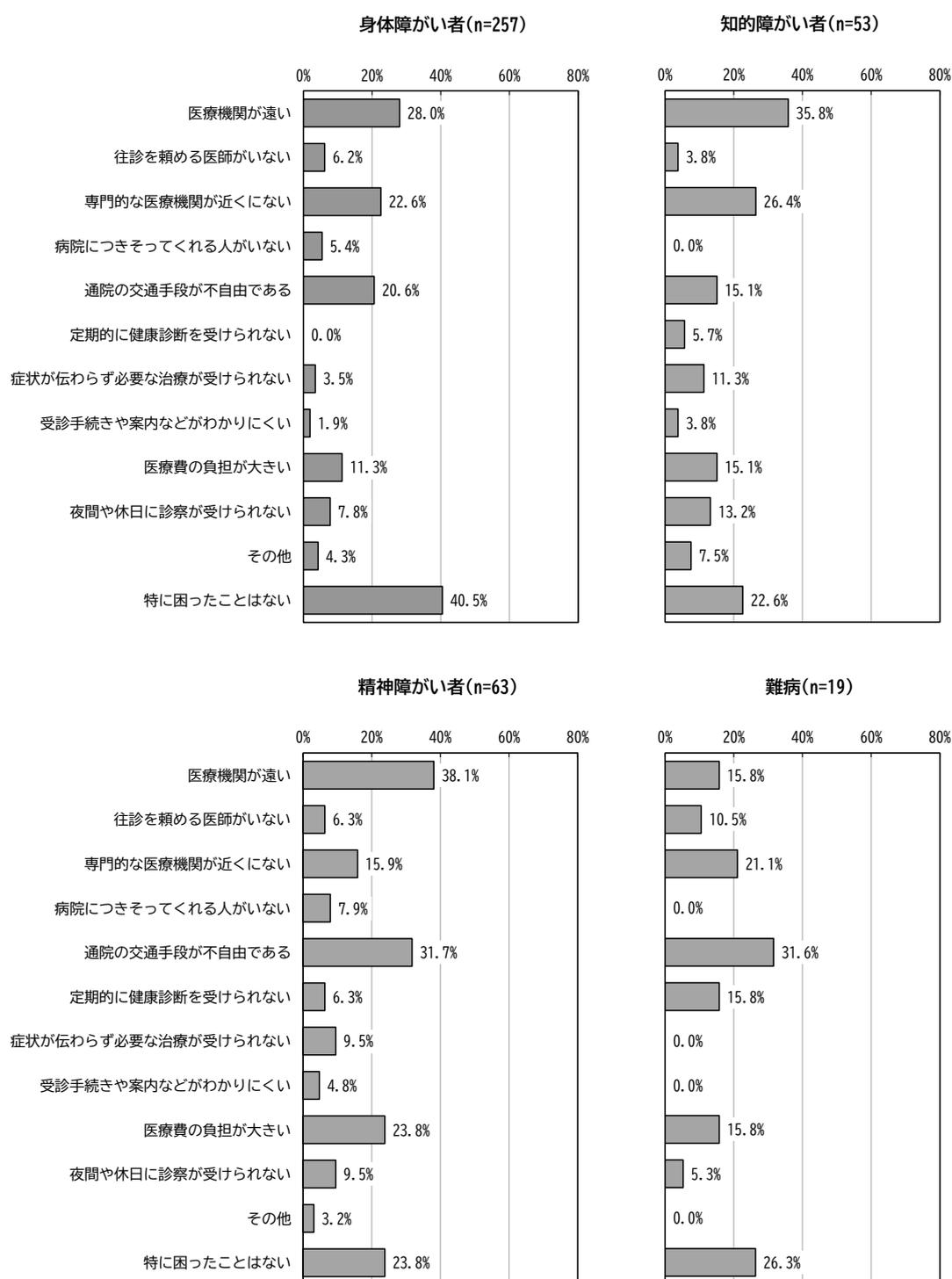


④ 健康管理や医療について困ること

『身体障がい者』『知的障がい者』は、「医療機関が遠い」が最も多く、次いで「専門的な医療機関が近くにない」となっています。

『精神障がい者』は、「医療機関が遠い」「通院の交通手段が不自由である」が3割を占めています。

『難病』は、「通院の交通手段が不自由である」が最も多く、次いで「専門的な医療機関が近くにない」となっています。



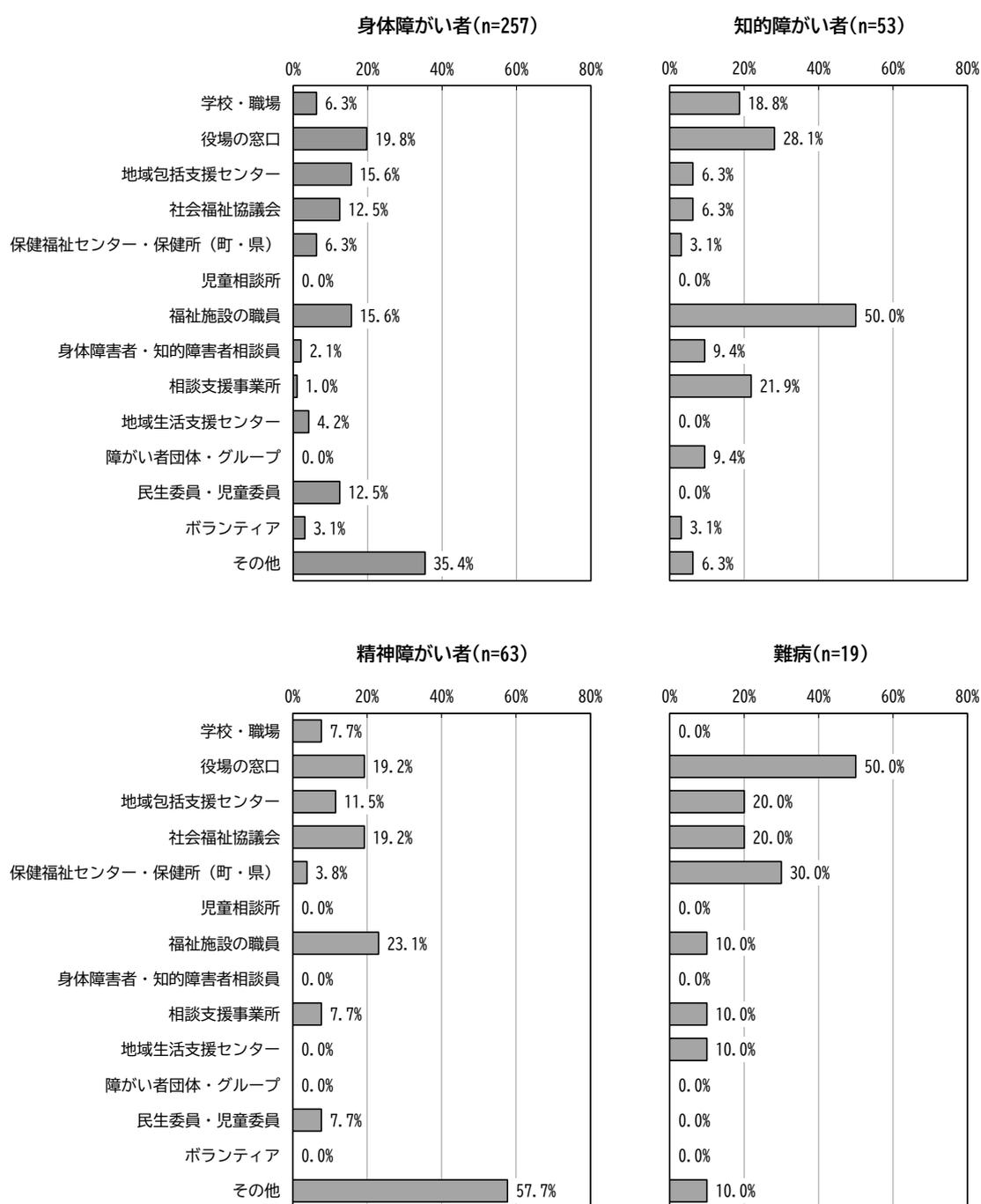
⑤ 困りごとの相談先

『身体障がい者』は、「役場の窓口」が19.8%と最も多く、次いで「地域包括支援センター」「福祉施設の職員」がともに15.6%となっています。

『知的障がい者』は、「福祉施設の職員」が50.0%と最も多く、次いで「役場の窓口」が28.1%となっています。

『精神障がい者』は、「福祉施設の職員」が23.1%と最も多く、次いで「役場の窓口」「社会福祉協議会」がともに19.2%となっています。

『難病』は、「役場の窓口」が50.0%と最も多く、次いで「保健福祉センター（町・県）」が30.0%となっています。



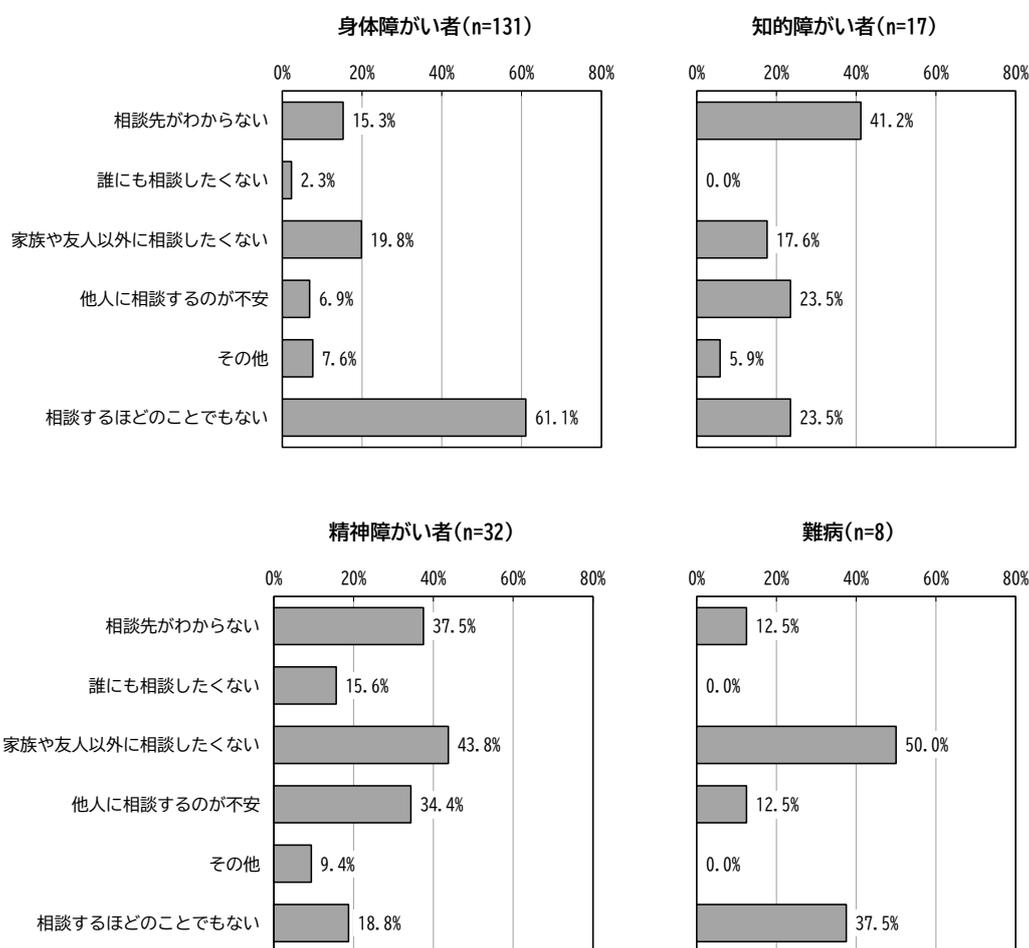
⑥ 相談相手がいない理由

『身体障がい者』は、「相談するほどのことでもない」が61.1%と最も多く、次いで「家族や友人以外に相談したくない」が19.8%となっています。

『知的障がい者』は、「相談先がわからない」が41.2%と最も多く、次いで「他人に相談するのが不安」「相談するほどのことでもない」がともに23.5%となっています。

『精神障がい者』は、「家族や友人以外に相談したくない」が43.8%と最も多く、次いで「相談先がわからない」が37.5%となっています。

『難病』は、「家族や友人以外に相談したくない」が50.0%と最も多く、次いで「相談するほどのことでもない」が37.5%となっています。



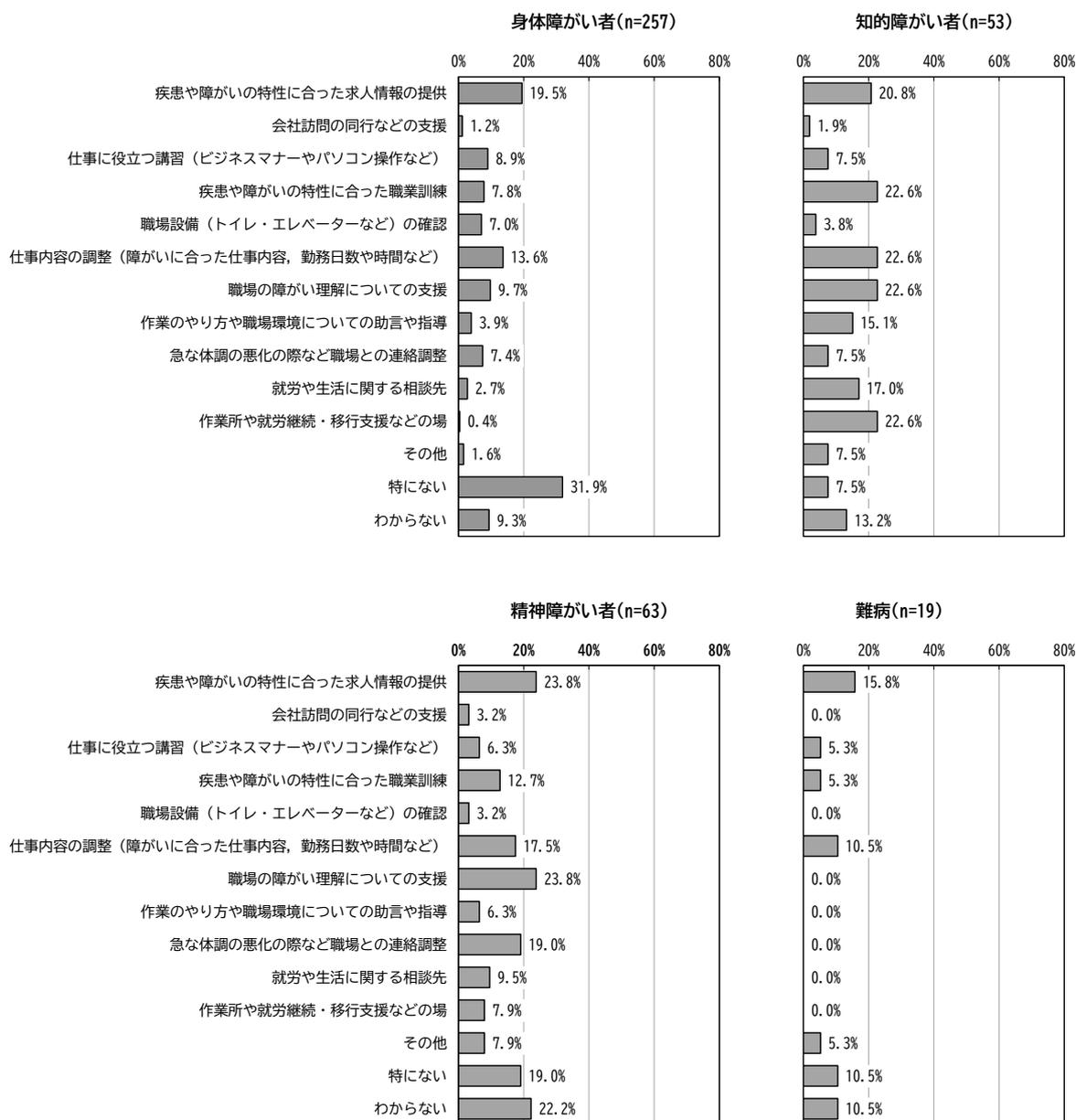
⑦ 障がい者の就労のために必要と思う支援

『身体障がい者』は、「疾患や障がいの特性に合った求人情報の提供」が19.5%と最も多く、次いで「仕事内容の調整(障がいに合った仕事内容, 勤務日数や時間など)」が13.6%となっています。

『知的障がい者』は、「疾患や障がいの特性に合った職業訓練」「仕事内容の調整(障がいにあった仕事内容, 勤務日数や時間など)」「職場の障がい理解についての支援」「作業所や就労継続・移行支援などの場」がともに22.6%となっています。

『精神障がい者』は、「疾患や障がいの特性に合った求人情報の提供」「職場の障がい理解についての支援」がともに23.8%となっています。

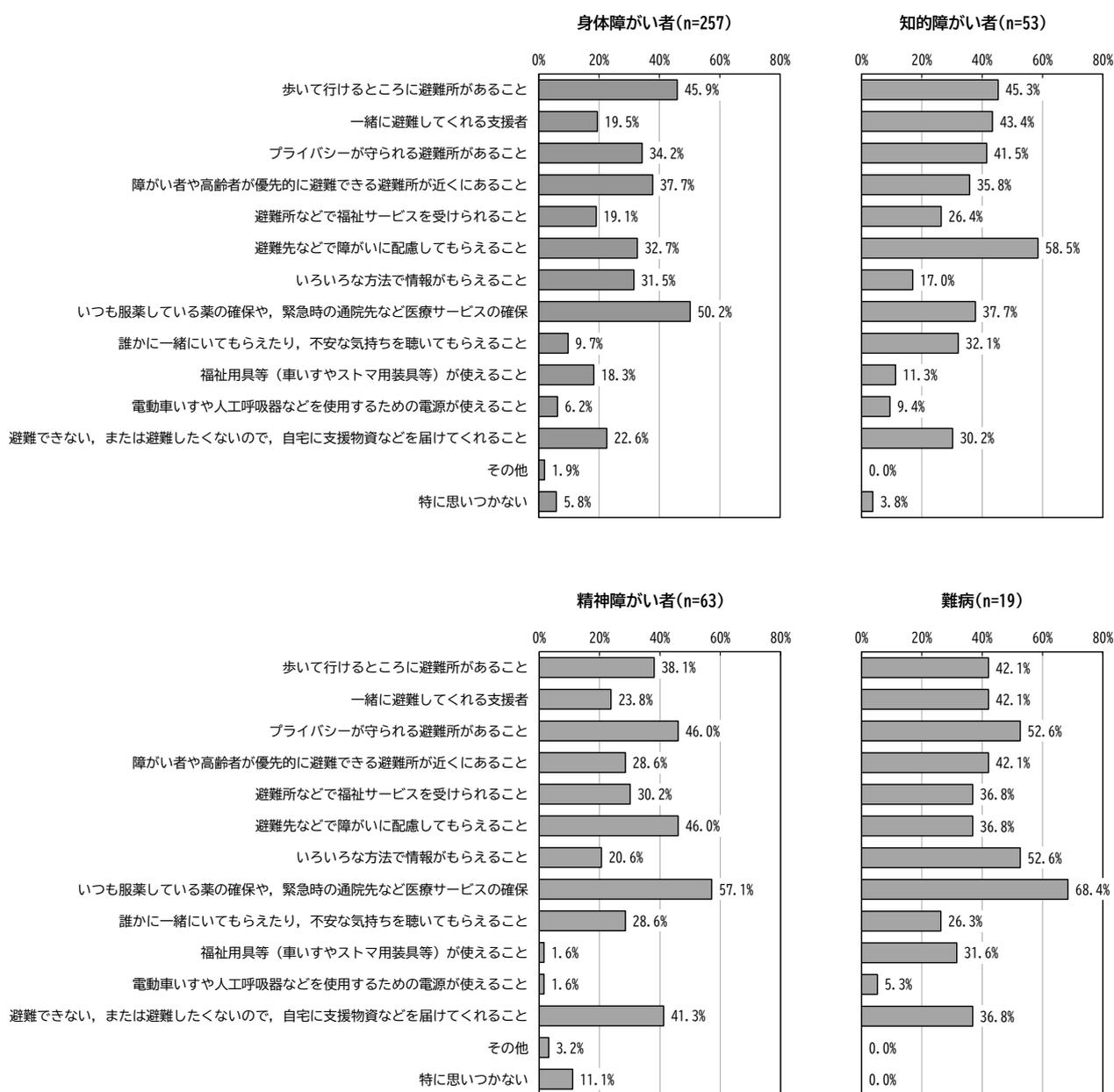
『難病』は、「疾患や障がいの特性に合った求人情報の提供」が15.8%と最も多く、次いで「仕事内容の調整(障がいにあった仕事内容, 勤務日数や時間など)」が10.5%となっています。



⑧ 災害時に必要と思う支援

『身体障がい者』『精神障がい者』『難病』は、「いつも服薬している薬の確保や、緊急時の通院先など医療サービスの確保」が最も多く5割以上を占めています。以下は障がいにより様々で、『身体障がい者』は、「歩いて行けるところに避難所があること」が45.9%、『精神障がい者』は、「プライバシーが守られる避難所があること」「避難先などで障がいに配慮してもらえること」がともに46.0%、『難病』は、「プライバシーが守られる避難所があること」「いろいろな方法で情報がもらえること」がともに52.6%となっています。

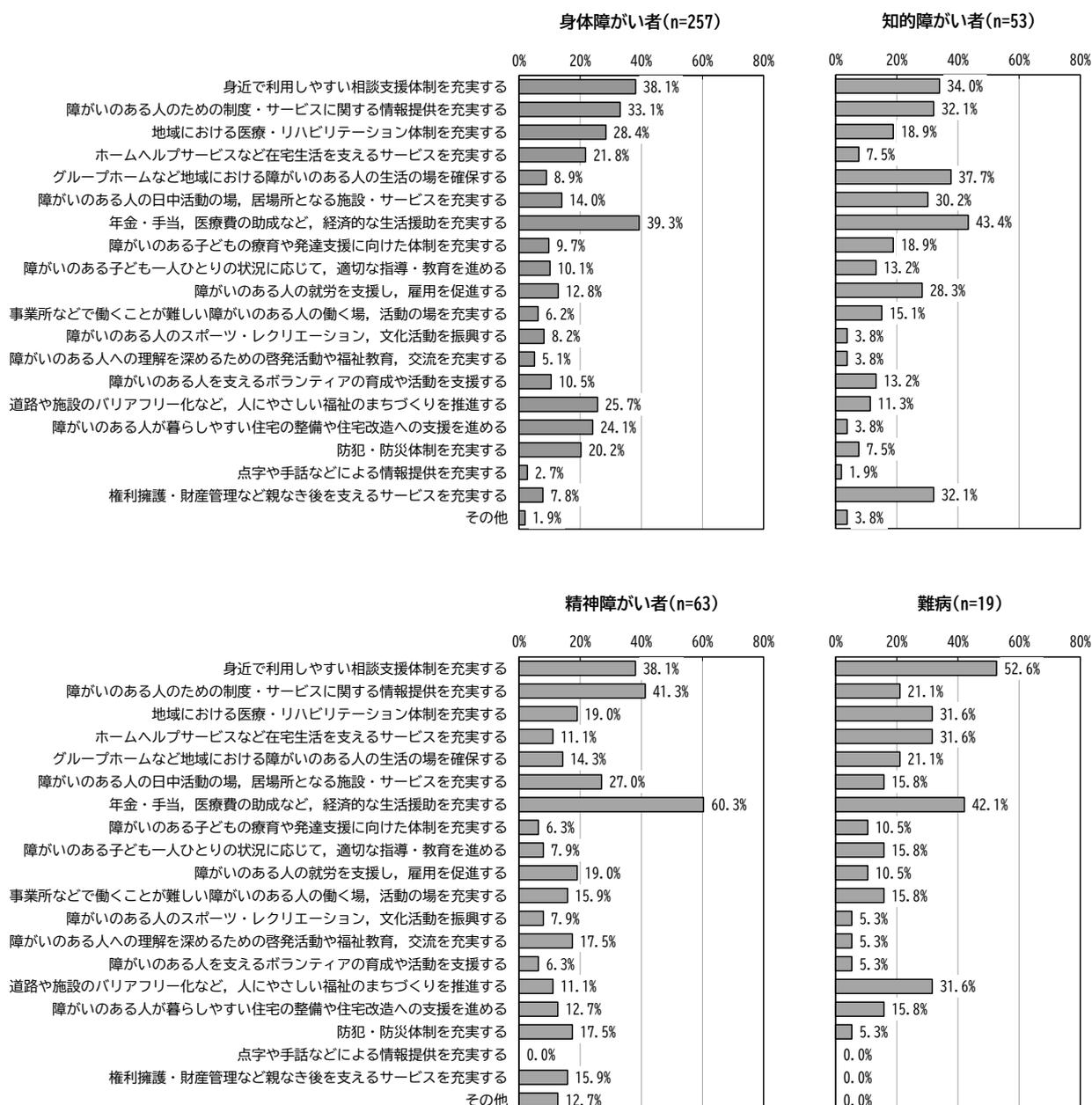
『知的障がい者』は、「避難先などで障がいに配慮してもらえること」が5割以上を占めており、次いで「歩いて行けるところに避難所があること」45.3%となっています。



⑨ 障がい者が自立した生活を送るために必要と思う町の施策

『身体障がい者』『知的障がい者』『精神障がい者』は、「年金・手当，医療費の助成など，経済的な生活援助を充実する」が最も多く、『精神障がい者』では6割を占めています。以下は障がいにより様々で、『身体障がい者』は、「身近で利用しやすい相談支援体制を充実する」が38.1%，『知的障がい者』は、「グループホームなど地域における障がいのある人の生活の場を確保する」が37.7%，『精神障がい者』は、「障がいのある人のための制度・サービスに関する情報提供を充実する」41.3%となっています。

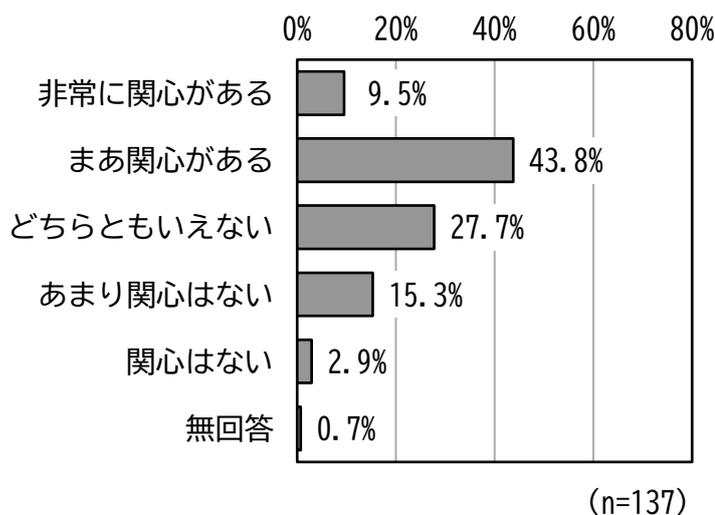
『難病』は、「身近で利用しやすい相談支援体制を充実する」が5割を占めており，次いで「年金・手当，医療費の助成など，経済的な生活援助を充実する」42.1%となっています。



(2) 一般町民アンケート調査結果

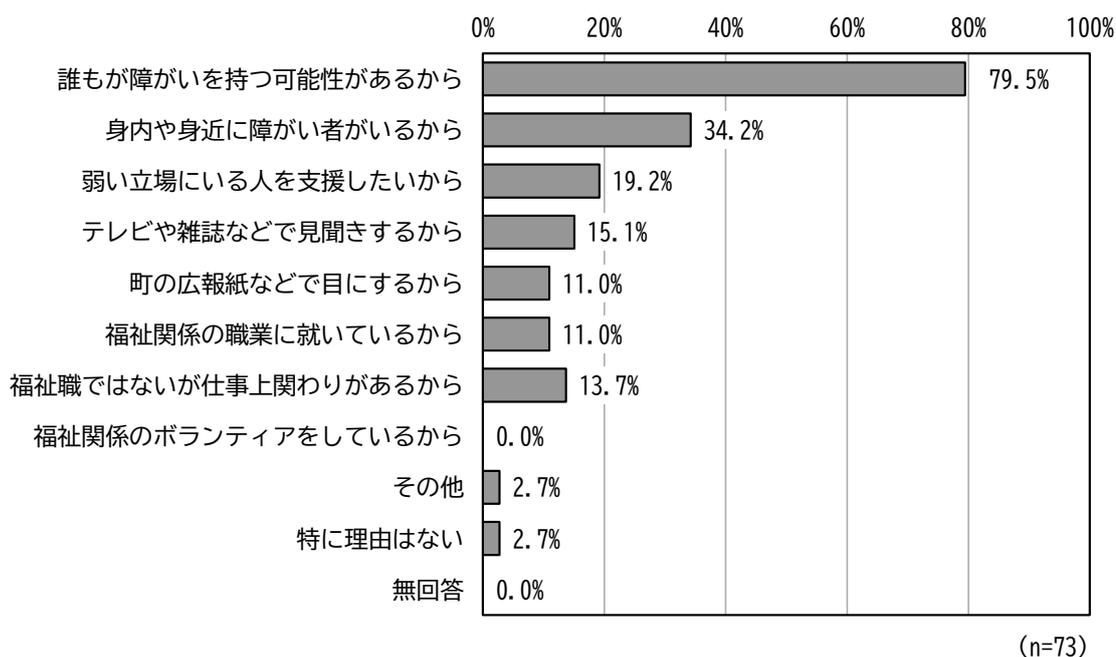
① 障がいのある人の福祉や施策に関する関心

障がいのある人の福祉や施策への関心については、「非常に関心がある(9.5%)」「まあ関心がある(43.8%)」を合わせた『関心がある(計)』が53.3%に対し、「あまり関心はない(15.3%)」「関心はない(2.9%)」を合わせた『関心はない(計)』が18.2%となっています。



② 関心を持つ理由

関心を持った理由については、「誰もが障がいを持つ可能性があるから」が79.5%と最も多く、次いで、「身内や身近に障がい者がいるから」が34.2%、「弱い立場にいる人を支援したいから」が19.2%となっています。

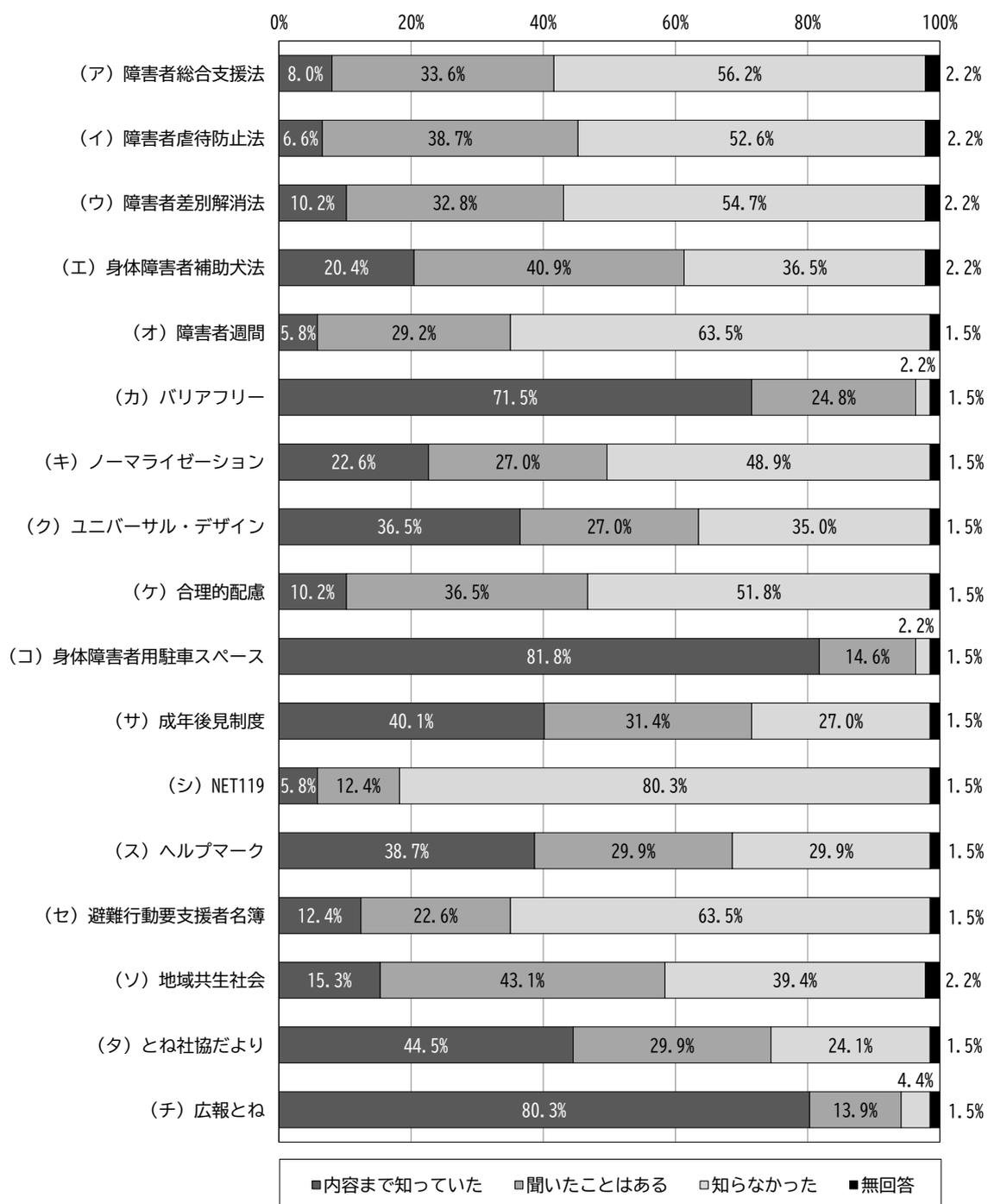


③ 法制度や社会的取り組みの認知度

障がいに関する社会的取り組みなどの認知について「内容まで知っていた」では、『(コ) 身体障害者用駐車スペース』が81.8%と最も多く、次いで、『(チ) 広報とね』が80.3%、『(カ) バリアフリー』が71.5%となっています。

「聞いたことはある」では、『(ソ) 地域共生社会』が43.1%と最も多く、次いで、『(エ) 身体障害者補助犬法』が40.9%、『(イ) 障害者虐待防止法』が38.7%となっています。

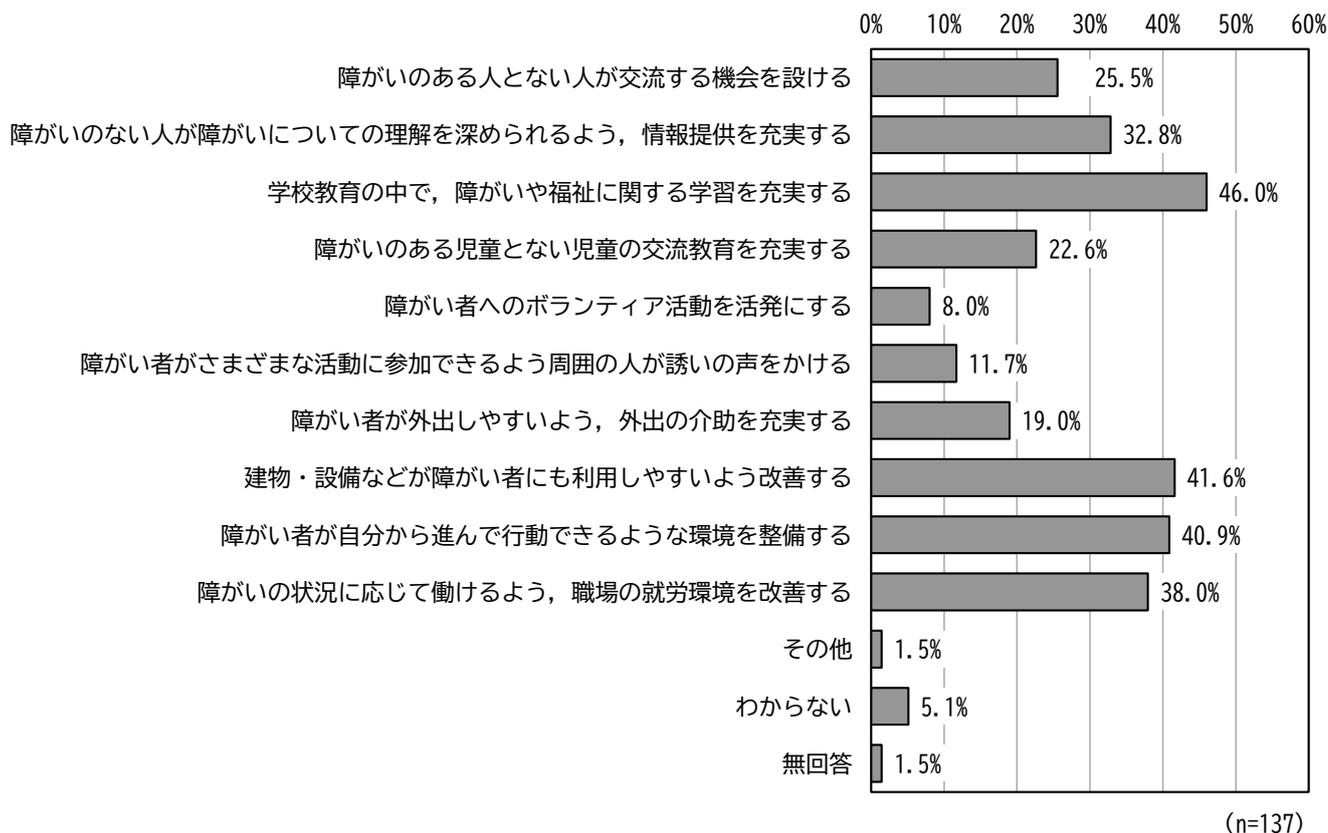
「知らなかった」では、『(シ) NET119』が80.3%と最も多く、次いで、『(オ) 障害者週間』『(セ) 避難行動要支援者名簿』がともに63.5%となっています。



(n=137)

④ 地域共生社会をつくるために必要だと思うこと

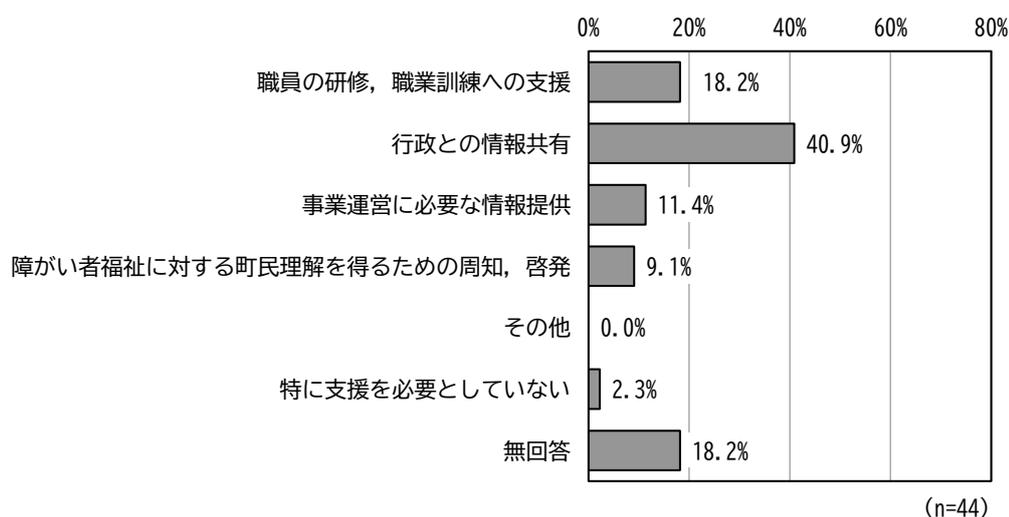
「地域共生社会」をつくっていくために必要なことについては、「学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」が46.0%と最も多く、次いで、「建物・設備などが障がい者にも利用しやすいよう改善する」が41.6%、「障がい者が自分から進んで行動できるような環境を整備する」が40.9%となっています。



(3) 事業所アンケート調査結果

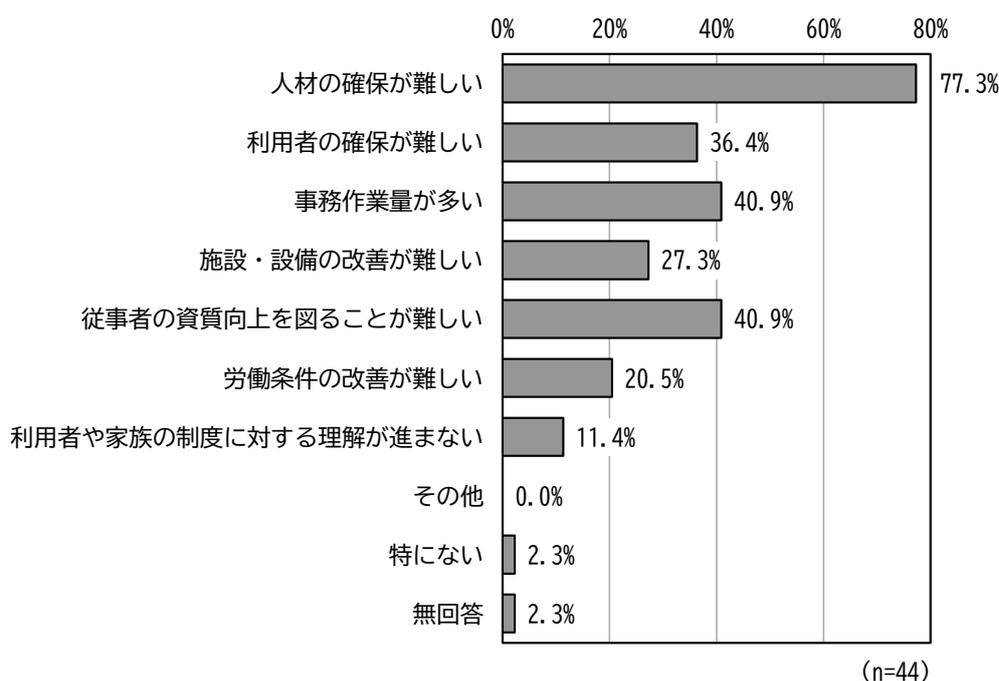
① 今後の事業運営で必要な支援

今後の事業運営にあたり、行政等の関係機関からの支援で最も必要なものについては、「行政との情報共有」が40.9%最も多く、次いで、「職員の研修、職業訓練への支援」が18.2%、「事業運営に必要な情報提供」が11.4%となっています。



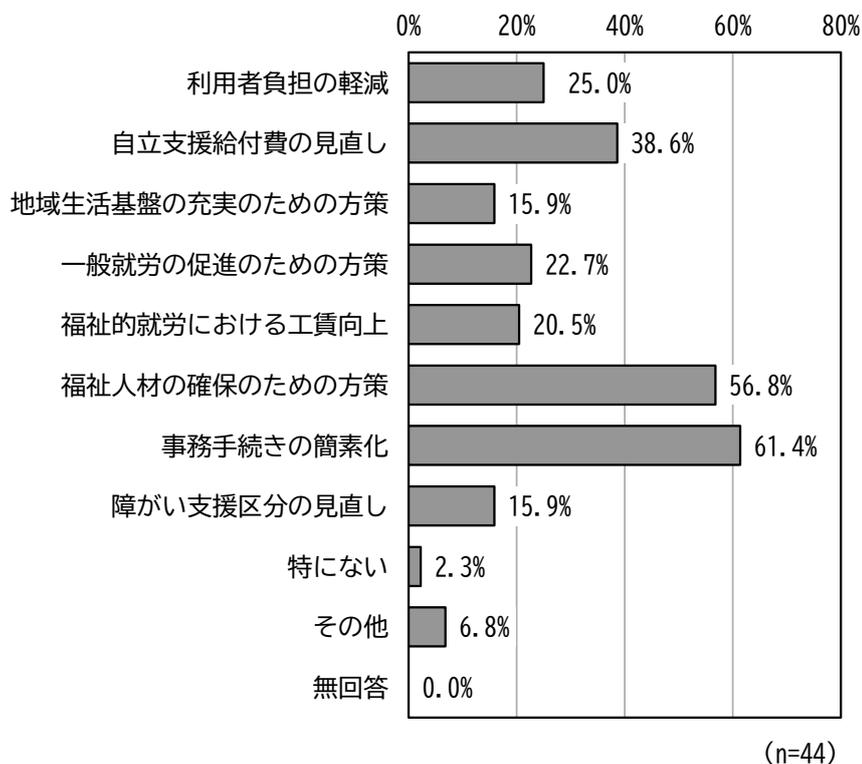
② 事業運営を進めていく上で問題と感ずること

円滑な事業運営を進めていく上で、問題と感ずることについては、「人材の確保が難しい」が77.3%と最も多く、次いで、「事務作業量が多い」「従事者の資質向上を図ることが難しい」がともに40.9%となっています。



③ 今後の障がい者施策について期待していること

期待している施策については、「事務手続きの簡素化」が 61.4%と最も多く、次いで、「福祉人材の確保のための方策」が 56.8%、「自立支援給付費の見直し」が 38.6%となっています。



6 現状からみた利根町の課題

本町の現状やアンケート調査結果を考察した結果、本庁において障害者施策を進めるうえで主要な課題を、次の6つの項目に整理しました。

1 理解と交流について

アンケート調査（一般町民）の結果によると、「共に生きる社会（地域共生社会）を作っていくために必要なこと」として、46.0%の人が「学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する」と回答しています。地域共生社会の実現のためには、「心の壁」の除去が必要であり、障がいや障がい者についての理解を深めるための積極的な周知を行う必要があります。

2 保健・医療について

アンケート調査（当事者）の結果によると、「健康管理や医療での困り事」として、「医療機関が遠い」「専門的な医療機関が近くにない」「通院の交通手段が不自由である」との回答が多くなっています。

また、アンケート調査（一般町民）の結果によると、「重要だと思う障がい者福祉施策」について、「障がいの早期発見・早期治療の推進」という回答が第3位となっています。

障がいの原因となるような疾病等の発生を防ぐため、そして障がいの進行を抑制するための「早期発見体制」は必要不可欠であり、健康づくりへの支援はもちろんのこと、適切な医療を受けられる体制を整備していく必要があります。

3 療育・教育について

本町の小中学校における特別支援学級の児童生徒数は、年々増加傾向となっています。母子保健施策との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもの早期発見・早期療育の仕組みや、教育分野との連携を図ったうえで、身近な地域で、どの障がいにも対応できるサービスが提供され、特性に応じた支援が継続的に行われるよう体制を整備する必要があります。

4 雇用・就労について

アンケート調査（当事者）の結果によると、「現在働いている人」は20.9%にとどまっております。「働いていない人」のうち、19.6%の人が「働きたい」と回答しています。

また、「必要な就労支援」としては、「疾患や障がいの特性に合った求人情報の提供」が最も多く、次いで「仕事内容の調整（障がいに合った仕事内容、勤務日数や時間など）」となっていることから、障がい者が働きやすい環境整備に向けた啓発や事業所への障がい者雇用の呼びかけを行う必要があります。

5 地域生活支援について

アンケート調査（当事者）の結果によると、「困りごとの相談先（家族や友人を除く）」では、「役場の窓口」「福祉施設の職員」という回答が最も多くなっています。一方、「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」という回答は約1割、「保健福祉センター・保健所（町・県）」「相談支援事業所」という回答は1割以下となっています。

「困りごとを相談する人がいない理由」としては、21.3%の人が「相談先がわからない」と回答していることから、周知を徹底し、相談窓口の認知度を向上していく必要があります。

また、相談支援体制と福祉サービス提供の基盤の充実を図ってきましたが、本町の事業所数は少なく、町外の事業所を利用する人が多いのが現状です。住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていくためにも、近隣市町村との連携も含め、様々なニーズに応えられるよう体制整備が必要です。

6 余暇活動・社会参加について

障がい者の自立や生きがいを高めるためには、趣味やスポーツを楽しむことや、グループでの活動が大切です。

アンケート調査（当事者）の結果によると、「1年以内の活動」として「買い物」「散歩」「外食」という回答が多く、「町役場・社会福祉協議会の行事や催し」「町会・自治会の行事や催し」「障がい者団体の活動」「ボランティア団体の活動」という回答は1割以下となっています。

また、「参加したい活動」では、40.6%の人が「参加したい活動はない」と回答しており、余暇活動や社会参加についての環境整備、情報や活動機会を積極的に提供していく必要があります。

各論 1

利根町障害者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町ではノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の実現に向けて取組を進めてきました。

本計画においても、従来の基本理念を継承し、「ニコニコと安心して暮らせる明るいまち」を基本理念と定めます。

ニコニコと安心して暮らせる明るいまち

～ 一人ひとりの人格と個性を尊重し、
共に生きる明るい地域社会づくり ～

すべての町民が「障がいのある・ない」によって分け隔てられることなく、地域社会の誰もが人格と個性を尊重し、支え合って共に生活できる共生社会を実現するためには、障がいのある人が自らの意思による選択と決定のもとに自立し、あらゆる活動に対等に参画できるよう、周りの人がそのことに理解を示し、できる限りの配慮や協力をしていくことが何よりも大切です。

本計画のもと、障がい者に関わる多様な施策を展開し、すべての町民が、一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくりを推進します。

2 基本目標

基本理念のもと、以下の8つを基本目標と定め、本町における障がい者施策の総合的な展開を図ります。

基本目標1 共生のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も共に暮らす共生社会の理念の普及を図るとともに、すべての町民が障がい者を特別に意識することなく普通に接する態度や手助けできる力を身に付けられるよう、障がいと障がい者に関する啓発や福祉教育を推進します。

また、障がいのある人の活動や社会参加については、一方的な押し付けではなく、本人が求めていることを実現するための支援が必要です。生涯学習やレクリエーションなど、障がいのある人それぞれがやりがいを持てるものに取り組むことができる機会と場の充実を図ります。

基本目標2 保健・医療の推進

健康に過ごしたいということは町民すべての共通した願いであり、障がい者の健康の保持・増進に向けた保健・医療の充実は極めて重要です。

福祉・保健・医療・教育の関係機関の連携をより一層進め、障がいの早期発見、リハビリテーションの充実、疾病等の予防・早期治療などを通して、一人ひとりの心身の状態に応じた支援が早期に行われるよう体制の整備に努めます。

基本目標3 障がいのある子どもの育成

子どもが健やかに成長するためには、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことを基本としながら、一人ひとりのニーズに合った教育を推進することが重要です。障がい児が個性を発揮し、その能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、障がいの早期発見と乳幼児期からの適切な療育、一人ひとりの成長段階に応じたきめ細やかな支援を切れ目なく行います。

基本目標4 就労と自立に向けた支援

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、障がい者の権利であり、自身の生きがいと経済的な自立につながります。

一般雇用、福祉的就労など、障がい者の能力や障がいの状況に応じた雇用・就労の拡大を図ります。

基本目標 5 日常生活の支援

障がい者施策の目指すところは障がい者の自立であり、日常生活への支援を充実することにより、住み慣れた身近な地域社会での生活を保障するところにあります。

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを実施し、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、関係機関が相互に連携しながら相談支援、福祉サービスの提供体制の充実に努めます。

基本目標 6 権利擁護の推進

権利擁護の推進に向けては、虐待防止対策を推進するとともに、成年後見制度の周知や利用支援の充実に努めます。

障がいを理由とする差別の解消に向けて、国及び県の動向を踏まえた差別解消対策の検討と実践を図ります。

基本目標 7 安全・安心な生活環境づくり

障がい者をはじめ、誰にとっても暮らしやすい生活環境が重要であるため、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点から、快適で安全・安心なまちづくりを推進します。

また、災害時に支援が必要となる障がい者については、地域における特別なサポートが必要であることから、町民の協力を得ながら障がい者などの状況に応じた避難支援体制の構築を図ります。

基本目標 8 情報アクセシビリティの向上

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、生活や福祉に関する様々な情報を必要なときに入手でき、必要に応じて相談できる環境が必要です。

障がい者が感じる生き辛さは、障がいに原因があるのではなく、社会環境に原因があるという考えに立ち、社会的障壁の除去のため、障がい者のアクセシビリティ向上の環境整備に向け、社会的障壁の除去に向けた各種の取組を推進します。

そのため、情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮を図りながら、障がい者の自立と社会参加を支援するため、情報提供や意思疎通支援の充実、情報環境のバリアフリー化を推進します。

3 重点項目（主要課題）

前期計画の重点項目は、今後も引き続き取り組むべき重要な課題と考えられることから、本計画においても以下の3項目を重点項目（主要課題）に設定します。

重点項目1 親亡き後の生活の援護

障がいのある人の親亡き後の生活援護の方策として、本計画における大きな課題は「地域生活支援拠点」の整備です。緊急時の対応や相談事業などを複合的に提供するための支援拠点が整備されれば、障がいのある方の生活上の不安を具体的に取り除くことができ、親亡き後にも障がいのある方が地域で安心して暮らせる体制づくりにつながります。

また、近年、本町では、町が把握することのできる障害者手帳所持者以外に、継続的な心身の疾患のために自宅にこもり、必要な支援につながっていない方が潜在している実情が地域の関係者から報告されています。そのため民生委員・児童委員等の地域の支援者の協力を得ながら、状況の把握と必要な支援につなげていくことも今期の重要な課題となります。

重点項目2 就労支援

障がい者の就労を支援する取組として、これまで、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労支援事業所等の関係機関との間で、連絡調整の場づくりと情報共有に力を入れました。その結果、専門機関とのネットワークの構築や、より適当な実情の把握ができ、相談業務等において、支援方法の提示や情報提供を行う際に還元することができました。今後も改善を図りながらこのような取組を継続していきます。

また、就労訓練系のサービスについては、職員が希望者一人ひとりと面談を行い、相談支援専門員と連携して本人の意向に沿うサービスの提供に努めています。その効果も相まって、就労訓練系事業所の利用者数は増加している状況にあります。今後も、利用希望者の支援に努めるとともに、一般就労へ結びつく方がさらに増加するよう、役場内に障がい者雇用に関する情報提供コーナーの充実を図るほか、民生委員・児童委員、相談支援専門員や地域の支援者とのネットワークを活用した多方面への情報発信など、より効果的に情報を提供できる方法も検討していきます。

重点項目 3 相談支援

相談支援の体制づくりについては、利根町社会福祉協議会の協力により相談支援事業所が設置されたことに始まり、町内外問わず、相談支援にあたる関係者間や行政において、学習の機会や情報の共有や交換、相談ができる機会が設けられ、近隣市町村が連携して相談支援の質を高める体制づくりにつながっています。

しかし、その一方で、相談を必要とする障がい者やその支援者が、真に必要とする相談ができる体制づくりには至っておらず、その結果、必要なサービスや支援を受けられない方が潜在的にいることは、大きな課題であり、特に今後改善を図る取組に力を入れていく必要があります。

今期においても、特に障がい者の方が必要とする知識や技術をもった専門的な相談機関との連携や、障がい当事者による障害者相談員の配置などにより、不安を解消できる、ニーズにより応えることのできる体制づくりが課題となります。

4 計画の体系

基本理念のもと、施策展開の方向性と展開する施策の関係を図に表すと以下のとおりとなります。

【基本理念】

ニコニコと安心して暮らせる明るいまち

～一人ひとりの人格と個性を尊重し、共に生きる明るい地域社会づくり～

【重点項目（主要課題）】

1 親亡き後の生活の援護 2 就労支援 3 相談支援

<基本目標（施策の方向）>

<推進する施策>

<サービス>



障害児福祉計画（障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保）
障害福祉計画（障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保）

第2章 施策の展開

基本目標 1 共生のまちづくりの推進

現状と施策の方向性

健康な生活を送ってきた方でも、高齢化や傷病等で日常生活に困難が生じれば、介護を必要とする可能性は高くなります。そうした、日常生活や社会生活に制約を受ける状態の人は、障害者基本法による「障がい者」の定義と重なります。

障がいを特別なものと捉えることなく、障がいのある人・ない人、子どもからお年寄り、様々な人がつながり、ともに生きることが当たり前なまちをつくることは、全ての人にとって重要なことです。

そのために、障がいについての理解を深めるための啓発活動や福祉教育を推進し、障がい者が持つ差別感が解消されるよう努めるとともに、地域で人と人がつながる仕組みづくりやボランティア活動の促進を図る必要があります。

施策 1 啓発・広報活動の推進

広報紙やホームページなどの広報媒体を活用して、障がいや障がい者についての理解を促進するための啓発・広報活動を推進します。

項目	事業内容	担当課
町民への啓発	障がいの特性に対する理解と認識を深めるため、障がいの特性や、各種障害福祉に関連した講演会等のイベント情報を発信することにより、啓発・広報活動に努めます。	福祉課
広報紙の活用	広報紙への掲載を通して、障がい者に対する情報提供に努めます。	福祉課 総務課 社会福祉協議会
ホームページの活用	町ホームページ及び町公式 SNS 等を活用し、町民に対する正確・丁寧・迅速な情報提供を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
障がい者週間等の啓発・交流事業の推進	障がいや障がい者に対する町民意識の向上に向け、「障害者週間」(12月3日～9日)、などの機会に、利根町民生委員・児童委員協議会等の協力を得ながら、広報・啓発活動や交流事業等を効果的に推進します。	福祉課
障がい者への理解と支援を促進するツールの活用	障がい者の理解を支援するための「障がいのある方への接遇マニュアル」や、緊急時や災害時に支援を容易にする「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」を配布し、障がいへの理解と利用者の福祉を推進します。	福祉課

施策2 福祉教育の推進

障がいのある人と共に暮らす共生社会（ノーマライゼーション）を目指して、障がいに対する正しい知識と理解促進を図ります。

項目	事業内容	担当課
学校教育における福祉教育の推進	障がい者への理解を深め、福祉の「こころ」を育てるため、小中学校における道徳教育や総合的な学習の時間や特別活動のほか、利根町社会福祉協議会活動などを通じて人権や福祉について学ぶ機会の場の充実を図ります。	指導課
社会教育としての福祉教育の推進	出前講座などにおいては町民のニーズに応じた学習機会、学習メニューの提供に努めるなど、生涯学習の機会を活用しながら地域における福祉教育の推進を図ります。	総務課 福祉課

施策3 ボランティア活動の促進

ボランティア活動をより一層定着させ広めていくため、各種情報の提供や団体の育成・支援を図ります。また、障がいのある人のボランティア活動や障がい者団体への加入を促進します。

項目	事業内容	担当課
ボランティア活動の参加促進	障がい者自らがボランティア活動に参加していくことが、障がい者の社会参加を促進する上で大切なことから、障がいのある・ないに関わらずボランティア活動に参加できる環境づくりに努めます。	社会福祉協議会 福祉課
ボランティアの育成・活動支援	利根町社会福祉協議会が実施するボランティア講座や、ボランティア活動をしたい人と支援を必要とする人を結びつける取組などを通じて、ボランティアの育成や活動支援を行います。	社会福祉協議会
各種奉仕員養成講座の開催	視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、各種奉仕員養成講座（要約筆記等）を開催します。	福祉課
障がい者団体への加入促進	障がい者団体に関する情報提供を積極的に行い、障がい者団体の周知を促進し、団体の育成と活動支援を図ります。手をつなぐ育成会や家族会等との関係性を考慮しながら団体活動に結びつけていきます。	福祉課

施策4 文化芸術・スポーツ・地域活動等への参加の促進

スポーツや生涯学習, 文化活動などにおいても障がい者がより気軽に参加できる活動についての情報提供に努めます。

項目	事業内容	担当課
スポーツ・文化活動の活性化	障がい者の日中活動を促進するため, 社会参加促進事業を実施するとともに, 障がい者を対象に活動している自主グループなどへの支援や周知を図ります。 町の各種講座・教室等についても, 障がい者が気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。	社会福祉協議会 福祉課
サロンすこやか	利根町社会福祉協議会では, 主に障がいのある方を中心に, 希望する方は誰でも参加できるサロンを定期的に開催します。	社会福祉協議会
青空のつどい	障害者手帳をお持ちの方を対象に, 日帰り旅行を開催します。 交流の場や外出の機会を設け, 孤独感解消を図ることを目的とします。	社会福祉協議会

基本目標 2 保健・医療の推進

現状と施策の方向性

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

アンケート調査結果では、健康管理や医療での困り事について、「医療機関が遠い」という回答が3割以上と最も多くなっており、「専門的な医療機関が近くにない」「通院の交通手段が不自由である」も2割以上となっています。

生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障がいの発生も多いことから、これらの疾病予防対策がさらに重要になってきています。

今後は、高齢化が進むなかで、障がいのある人の高齢化や重度化も予想されることから、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスの充実を図ります。

施策 1 早期発見・早期療育の推進

ライフステージに合わせた保健事業を推進するとともに、健康診査の受診や主体的な健康管理を促進します。

項目	事業内容	担当課
母子保健の充実	<p>出生前からの妊婦健康診査の充実により、安心・安全で健やかな妊娠・出産を支援します。また、乳幼児健康診査の充実により、疾病ならびに心身の発育・発達についての異常を早期に発見し、適切な措置を講ずることにより、心身の障がい及びその進行を予防します。また、発育・発達に支援を要する乳幼児と保護者に対し、必要に応じて療育等の専門機関の紹介や乳幼児の発育・発達に関する助言・指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査 ●産婦健康診査 ●乳幼児健康診査 ●マタニティ講座 ●医療福祉費支給制度 ●訪問指導 ●子育て世代包括支援センター ●産後ケア事業 ●育児相談・発達相談 ●病時保育 ●未熟児養育医療給付制度 ●教育相談 ●在宅福祉サービス事業 ●新生児聴覚検査費用助成 	保健福祉センター 子育て支援課 保険年金課
健康診査と保健指導の充実	<p>障がいの原因となる疾病や異常の早期発見・治療に向け、健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診後の保健指導の一層の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査・保健指導 ●各種がん検診 ●骨粗鬆症検診 	保健福祉センター 保険年金課

ライフステージに応じた保健事業の充実	<p>乳幼児期から高齢期に至るまで、年代や状況に応じた保健事業を推進し、健康の保持・増進を図るとともに、生活習慣病予防等の啓発や主体的な健康づくりを促進します。</p> <p>●健康教室 ●健康相談 ●もの忘れ相談</p> <p>●介護予防教室 ●各種講座</p>	保健福祉センター 福祉課
--------------------	---	-----------------

施策2 精神保健施策の推進

心の問題に関する相談対応、心の健康づくりに関する健康教育の充実を図ります。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実に向け、自立支援協議会を活用し、検討を進めます。

項目	事業内容	担当課
心の健康づくり	<p>家庭、学校、職場、地域を問わず、あらゆる場において精神疾患を予防するため、教育関係部局や NPO 等と連携を図り、心の健康づくりを推進します。</p> <p>●ここの健康づくりカレンダーの配布</p> <p>●こころの体温計（メンタルヘルスチェックシステム）</p>	保健福祉センター
相談体制の充実	<p>精神障がい者が地域で生活する上での不安や健康・医療に関する悩みなどに対し、医療機関や保健所、精神保健福祉センターとの連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>●精神保健福祉士によるこころの相談</p>	保健福祉センター
精神障がいの理解に関する普及啓発の推進	<p>地域において精神障がいに対する住民の誤解や偏見が未だに存在しているため、精神障がいに対する正しい知識の普及啓発に努めます。発達障がい者が周囲の理解の不足などにより気分障がい（うつ病等）や適応障がいなどの二次的障がいを発生させることのないよう、発達障がいに関する理解の促進と啓発を進めます。</p> <p>●こころの健康づくり講演会</p>	保健福祉センター
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実	<p>自立支援協議会の相談支援部会に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを担う協議の場を設置しています。好事例の他市町村に注視し情報収集を積極的に行い、より充実した支援体制となるよう検討していきます。</p>	福祉課

施策3 医療リハビリテーション体制の充実

障がいに応じたリハビリテーションを受けられるよう健康管理や医療の情報を積極的に提供するとともに、医療機関や介護保険施設等と連携しリハビリテーション体制の充実を図ります。

項目	事業内容	担当課
医療費助成の周知と適切な給付	障がいの軽減や、機能の維持・回復をするために必要な医療を適切に受けられるよう、自立支援医療制度や重度心身障害者医療費助成制度等についての周知に努め、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。 ●利根町障がい福祉のしおり	福祉課
医療的ケアの充実	在宅において医療的ケアを必要とする重症心身障がい者（児）等への支援体制の充実を図るため、医療機関や訪問看護事業所などとの連携により、障がい者（児）が在宅や身近な地域で適切な医療を受けることができる体制の充実に努めます。	福祉課
医療リハビリテーション体制の充実	症状や状況に応じた治療や障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、県及び近隣市町、医師会、町内及び近隣の医療機関との連携を図り、広域的な医療リハビリテーション体制の整備に努めます。	福祉課
医療機関等の情報提供	医療機関・訓練施設等についての情報提供を行い、必要な医療リハビリテーション等の利用の促進を図ります。	福祉課
高次脳機能障がいへの対応	県内の高次脳機能障がい支援拠点機関と連携を図り、高次脳機能障がいを持つ人や家族に向けた情報提供や相談対応などの支援を行います。	福祉課

施策4 難病患者に対する支援

難病に関する健康管理や医療の情報を積極的に提供するとともに、医療機関や関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

項目	事業内容	担当課
情報提供の推進	保健所や茨城県難病相談支援センターと連携し、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めます。	福祉課
サービス等の周知と利用支援	難病患者を対象とした障害福祉サービス等の周知と利用支援を図り、難病患者が抱える不安やニーズの把握に努め、医療機関を中心にした連携体制の充実に努めます。	福祉課

基本目標 3 障がいのある子どもの育成

現状と施策の方向性

成長発達期にある児童は、早期に障がいを発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がい児やそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談等支援体制の充実に努める必要があります。

また、保護者にとって、子どもの病気や障がいに対する悩みを抱えながら育児を行うことは、大きな不安が伴い、時には障がいを認めたくないこともあることから、周りの支援や助言を受け付けられないなど、障がい理解について課題があります。保護者の気持ちを理解するとともに、保護者へのサポートも必要となります。

今後は、療育に関する相談は、多様化・複雑化している傾向にあることから、より適切に対応するため、関係機関の更なる連携体制の強化を図り、情報の共有に努め、どの障がいにも対応できるサービスの提供及び、障がい児の一人ひとりの特性に応じた適切な療育・教育のために、支援に関わる関係者と連携し継続的な支援相談体制を整備します。

施策 1 早期療育・発達障がい支援体制の充実

障がいの早期対応・早期療育体制の整備を図ります。障がい児の保護者についても、不安をできる限り軽減できるよう、個々の状況に応じた適切な支援を図ります。

項目	事業内容	担当課
障がい児通所施設との連携の促進	障がい児通所支援施設との連携により、早期の療育が必要な子どもに対し、個々の発達に応じた保育や訓練を行うとともに、発達相談や個別支援計画の作成など保護者支援の充実を図ります。	福祉課
発達に関する専門的な相談の充実	障がいや発達の遅れが発見された子どもが早期に適切な療育を受けられるよう、障がいの受容への支援を含め、身近な地域で療育指導・相談が受けられるよう、専門家による専門相談の充実を図ります。 ●親子発達相談 ●育児相談 ●子育て世代包括支援センター	子育て支援課
一貫した支援体制の構築	療育等を受けている子どもが、就学・就労などライフステージを移行する際に、それまでに受けてきた療育や支援の内容を引き継ぎ、一貫した支援を受けることができる体制の充実に努めます。	子育て支援課 福祉課 指導課

障がい児の保護者に対する支援と啓発	乳幼児の心身の障がいの早期発見, 療育については, 家庭の果たす役割が大きいことから保護者に対する啓発及び助言・指導などを行います。また, 子どもの発達について保護者の心配や不安を和らげることができるよう, 保健師が子どもの特性に合わせた関わり方を伝え, 子どもの発達と保護者の支援を図るとともに, 関係各課, 関係機関との連携により, 必要な療育から就学までの切れ目のない支援体制の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課
-------------------	--	---------------

施策2 障がい児の福祉サービスの充実

必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう, 障がい児の福祉サービスの充実に努めます。

項目	事業内容	担当課
児童福祉法に基づく障害児福祉サービスの確保	<p>近隣市町村との連携を図り, 児童福祉法に基づく障がい児の福祉サービスの提供体制の確保に努めます。また, 福祉サービスの情報提供を図り, 必要な在宅障がい児の利用支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等） ●障害児入所支援（福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援） ●障害児相談支援 	福祉課
医療的ケア児への支援の充実	<p>医療的ケア児への支援について協議する場を自立支援協議会の活用や近隣市町村との協働設置を含めて検討します。</p> <p>また, 医療的ケア児に対応した事業所の確保, 医療的ケア児のためのコーディネーターの配置など, 必要な支援内容とその確保策を検討していきます。</p>	福祉課

施策3 教育環境の充実

子どもの障がいの状態に応じた教育・保育, 放課後の活動の場など, 育ちを支える環境の充実に努め, 地域の子どもたちと, ともに育つことのできる環境づくりを推進します。

項目	事業内容	担当課
障がい児保育等の充実	<p>保育所・認定こども園では, 集団保育等を通じて, 個々の児童に合わせた適切な指導のもとに健全な成長発達を支援します。また, 保育所等の訪問調査を実施し, 助成を通じて障がい児保育の充実に努めます。</p>	子育て支援課 福祉課

教育相談・就学支援の充実	<p>障がい児が小・中学校，特別支援学校へ入学・進学するにあたり，子どもに適した進路が確保されるよう専門家による相談支援に努めます。</p> <p>障がいの程度，種類に応じた就学ができるよう，早期の教育相談体制の充実を図るとともに，教育・保健・福祉部門の連携を推進し，障がい児教育に関する情報提供の充実，障がい児を持つ保護者との連絡を緊密にするなど，相談と就学支援に努めます。</p>	指導課 福祉課 子育て支援課
放課後等の活動の場の充実	特別支援学級に通う障がい児等について，放課後児童クラブや放課後等デイサービスの提供体制を確保し，放課後や長期休暇時における一時預かりの場の提供と障がい児の健全育成を図ります。	福祉課 子育て支援課
進路指導の支援	卒業後の進路を円滑にするため，特別支援学校や相談支援事業者・NPO等の関係機関との連携を図り，職場実習の受け入れなど，障がい児の適性把握と進路指導の支援を図ります。	指導課 福祉課

基本目標 4 就労と自立に向けた支援

現状と施策の方向性

障がいのある人が社会的に自立し、生きがいを持って暮らすためには、就労することが重要です。障がいのある人が就労を実現するためには、職業訓練、就労先の開拓や情報提供だけでなく、就職後のフォローとして、職場定着支援やさらには相談支援等による生活全般への支援も必要であり、身近な地域で就労と生活を総合的に支援することが求められています。しかし、雇用の場が限られていることや障がいに対する適切な理解が不十分なことから、障がいのある人の働きたいという意向に十分に応えられていないのが現状であり、障がいのある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

アンケート調査結果では、必要な就労支援について、「特になし」が最も多くなっているものの、「疾患や障がいの特性に合った求人情報の提供」「仕事内容の調整（障がいに合った仕事内容、勤務日数や時間など）」という回答も多くなっています。

また、一般市民の調査結果においては、重要だと思う障がい者福祉政策について、「障がい者の就労支援や雇用の拡大」という回答が最も多くなっています。

法定雇用率の改正などにより、以前に比べ障がい者雇用に理解と関心が高まっているなか、本町においても関係機関等と連携のうえ、障がい者就労の理解を促進し、身近な地域での就労支援を行います。

施策1 障がい者の一般就労支援

町内及び近隣の企業などに対して障がい者雇用に対する理解と取組を広く働きかけます。学校、企業、関係機関などとの連携のもと、障がい者本人の適性や障がいの状況などに応じた一般就労ができるよう支援します。

項目	事業内容	担当課
一般就労に向けた支援	ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等との連携を図りながら、障がい者の雇用・就労の促進に努めます。	福祉課
就労移行支援事業等の推進	自立支援給付における就労移行支援・就労定着支援サービスを実施し、一般就労が可能な障がい者が、できるだけ多く就職できるように支援を図ります。 就労移行事業所が、障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、職場適応援助者（ジョブコーチ）などとの連携を図りながら、職業訓練から就職、職場定着、再チャレンジまでの一貫した流れを作り出すよう支援することにより、障がい者の就労意欲の促進、地域社会での自立に向けた支援を推進します。	福祉課

施策2 障がい者雇用の促進

障がい者が無理なく就労できるよう、短時間勤務、フレックス制度などに対する企業・雇用主への理解の促進を図るとともに、偏見や差別なく、安心して働くことができるよう、職場の理解を促進するための広報・啓発に努めます。

項目	事業内容	担当課
障がい者雇用の啓発	ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関との連携のもと、町内及び近隣企業に対して障がい者雇用に関する各種助成制度等の周知を図り、障がい者雇用に対する理解と積極的な取組を求めていきます。	福祉課
障がい者雇用支援制度の活用促進	「職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業」、「障害者試行雇用（トライアル雇用）事業」などの制度の周知と活用促進を図ることにより、障がい者雇用の促進を図ります。	福祉課
就職支援金等の支給	身体障害者更生施設に入所している障がい者で、就職により自立する者に対して就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図り地域生活の支援を図ります。 また、障がい者の就労の機会を増進するため、就労訓練施設等の通所にかかわる移動経費の実状把握に努めます。	福祉課

障がい者が働きやすい職場づくりの啓発	障がい者が無理なく就労できるよう、短時間勤務、フレックス制度などに対する企業・雇用主への理解の促進を図ります。また、偏見や差別なく、安心して働くことができるよう、障がい者の職場の上司、同僚の理解を促進するための広報・啓発を行います。	福祉課
役場での障がい者雇用の推進	役場職員の採用にあたっては、法定雇用率を遵守します。また、職員募集時における工夫や配慮、採用後の定着に向けた取組を検討しながら、その能力と適性をもとにした積極的な雇用に努めます。	総務課

施策3 福祉的就労の推進

身近な地域における福祉的な就労の場の充実に努めます。

項目	事業内容	担当課
福祉的就労の場の確保	近隣市町村と連携を図りながら、自立支援給付における就労継続支援事業所（B型）、地域活動支援センターなど、一般就労が困難な障がい者の働く場の確保に努めます。	福祉課
障がい者による生産品等の需要の増進	障がい者施設で作られた物品の購入や人材による役務の委託等について、町が優先的な調達を推進することにより障がい者の就労と自立意識を促進します。（利根町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針より） さらに、障がい者就労施設等が生産する物品等に対する需要の増進等を図るため、その周知やPRに努め、消費者の理解の促進を図ります。	福祉課

基本目標 5 日常生活の支援

現状と施策の方向性

住み慣れた地域で、自立した生活を営むためには、一人ひとりの状態や状況に合った生活基盤が欠かせません。本町では、障がい者の生活支援として、相談支援体制と福祉サービス提供基盤の充実を図るとともに、障がい者の福祉的就労や日中活動などの支援に努めてきました。

アンケート調査結果では、家族や友人以外の相談相手が「いない」という方が多く、その理由には、「相談先がわからない」という回答もあり、今後も障がい者が身近なところでいつでも気軽に相談でき、必要なサービスや支援を受けられる体制の充実と周知に努める必要があります。

今後も、病院や施設から地域生活への移行を進めていくためにも、重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人が安心して利用できるサービスの充実を努める必要があります。

また、地域においては、高齢化の進行とともに、知的障がい者の保護者など、わが子の将来の地域生活に不安を抱く人も増えています。これに対して、国の指針では相談、体験の機会、緊急時の対応などの機能を備えた地域生活支援拠点の整備が推奨されており、引き続き検討していくことが課題です。

施策1 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族が手軽に必要な相談と情報を入手できるよう、各種体制の充実とその周知を図ります。また、生涯にわたって安心して生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の整備を進めます。

項目	事業内容	担当課
障がい者相談支援事業の推進	障がい者の多様なニーズに的確に対応し、障がい者やその家族の地域生活の支援や、在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談支援事業を実施します。	福祉課
精神障がい者の相談支援体制の整備	精神障がい者が安心して地域生活を送ることができるよう、精神保健福祉士による個別相談を定期的を実施します。 地域活動支援センターⅠ型を町指定の精神保健に関する専門的な相談支援機関に位置づけし、専門家による相談支援や権利擁護等の相談、関係サービス機関と連絡調整機能の確保を図り、精神障がい者の日常生活を支援します。	福祉課
自立支援協議会の推進	障がい者の地域における自立した生活を支援するため、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行います。 協議会の機能強化のため、協議会内に相談支援専門員の資質向上のための部会を発足させましたが、今後も担当者会議や個別ケース会議、地域移行や就労支援、地域生活支援など、必要とする分野ごとの専門部会などの設置を検討します。	福祉課
家族支援の充実	障がいのある18歳未満の方がいる家族への支援を図るため、日中一時支援の一部延長を、学校の長期休暇及び保護者の緊急入院等の期間に実施します。	福祉課
地域における生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点等の整備に求められている5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり）のうち、現在町では②緊急時の受け入れ・対応、⑤地域の体制づくりについて設置ができています。 残る機能である①相談、③体験の機会・場、④専門的人材の確保について、自立支援協議会での検討を進めます。	福祉課
相談支援ネットワークの整備	福祉課を中心として、地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員、町や教育委員会等の行政機関、利根町社会福祉協議会やNPO等の団体間の連携強化及び調整を図ります。障がい者のライフプランの上で大きな柱である「療育・教育」「就業」「家庭生活」「老後」のそれぞれについて、総合的かつ専門的な相談支援が円滑に実施できる体制の整備に努めます。	福祉課

施策2 福祉サービスの充実

多様化するニーズに対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、福祉サービスの充実に努めます。

項目	事業内容	担当課
障害福祉サービス	<p>障がい者等の自立と社会参加を実現するため、必要とされる「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」を提供します。サービス提供基盤の充実を図るため、近隣市町村やサービス提供事業者との連携によりサービスの確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問系サービス：地域で暮らす障がい者等の生活を支える（居宅介護，行動援護等） ●日中活動系サービス：昼間の活動の場を提供する（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，短期入所等） ●居住系サービス：グループホーム等の住まいを提供する（共同生活援助，施設入所支援） 	福祉課
地域生活支援事業	<p>障がい者が自立した生活を営めるよう支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効果的・効率的に実施します。近隣市町村やサービス提供事業者との連携によりサービスの確保に努めます。利用者の状況や社会資源の状況を踏まえ、町独自の任意事業にも取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業 ●意思疎通支援事業 ●移動支援事業（任意事業） ●更生訓練費給付 ●日中一時支援 ●自動車運転免許取得費助成 ●成年後見制度利用支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●地域活動支援センター事業 ●訪問入浴サービス ●身体障害者用自動車改造費助成 	福祉課
自立支援医療	<p>心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施します。</p> <p>より多くの人々が制度を利用できるよう周知徹底を図るとともに、適切な医療を提供できるよう、医療機関との連携に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精神通院医療：統合失調症，躁うつ病・うつ病，てんかん等 ●更生医療・育成医療：肢体不自由（形成術，人工関節置換術等），視覚障がい（水晶体摘出手術等），聴覚障がい（形成術等），言語障がい（歯科矯正等），内部障がい（ペースメーカー埋込み手術，人工透析療法等） 	福祉課

補装具	<p>より多くの方が制度を利用できるよう周知徹底を図ります。また、補装具はそれぞれの障がいの身体機能を補完するために個別に設計・加工され、長期間にわたり継続して使用するものです。そのため、交付または修理を行う際は、更生相談所等の意見をもとに適切に制度を利用できるよう必要な情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●肢体不自由：歩行補助つえ、車椅子、歩行器、義肢、装具、座位保持装置等 ●視覚障がい：盲人安全つえ、義眼、遮光眼鏡等 ●聴覚障がい：補聴器 ●その他：重度障害者用意思伝達装置等 	福祉課
障がい者の高齢化に伴うサービスの利用調整	障がい者及び家族の高齢化に対応するため、高齢期を迎える障がい者本人の意向を把握し、関係各課や相談支援専門員、事業所等のサービス提供機関と連携しながら、適切なサービスを提供できる体制の充実を図ります。	福祉課

施策3 生活安定施策の推進

障がい者の暮らしを支える土台である年金制度や各種手当などの各種制度について周知に努めます。

項目	事業内容	担当課
施策・制度の周知	<p>広報紙やパンフレット、ホームページなどを利用し、障がい者福祉施策・制度の周知を行い、保健、医療、福祉サービス利用者の利便性向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利根町障がい福祉のしおり 	福祉課
公的年金・各種手当などの支給	<p>障がい者が地域社会の中で自立して生活していくため、本人又は養育者に公的年金制度や各種手当制度について周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害基礎年金 ●障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児 ●特別障害者手当：20歳以上の在宅の重度の障がい者 ●特別児童扶養手当：障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者 ●在宅心身障害児福祉手当：20歳未満の在宅の重度の障がい児で障害児福祉手当非該当の障がい児 ●重度心身障害者介護慰労金：在宅の重度心身障がい者を介護している保護者 ●難病見舞金：一般特定疾患医療受給者証等の交付を受けた住民税非課税の難病患者 ●自動車税・自動車取得税などの減免、JR・バス・航空・タクシー運賃、有料道路通行料金などの割引、公共料金などの減免、県立施設などの利用料減免制度 	福祉課

生活福祉資金の貸付	障がい者が自立更生に必要な資金を確保できるよう、利根町社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付制度について周知を図ります。	社会福祉協議会
-----------	---	---------

施策4 人材育成と地域づくり

障がい者福祉の一層の推進を図るため、障がい者団体、福祉関連団体の活動を支援するとともに、町との協力・協働の関係づくりを進めます。

項目	事業内容	担当課
手話通訳・要約筆記活動の普及支援	手話通訳、点字、要約筆記などの活動に関心を持つ方に支援情報を広報誌等により周知し、障がい者の社会参加及び支援者の育成に努めます。	福祉課
関係団体の活動支援	障がい者団体や家族会が実施する活動の拡充や組織運営を支援するとともに、広報や窓口等により広く啓発し、当事者団体の活動や障がいに対する理解と活動への参加の促進を図ります。	福祉課
民生委員・児童委員等の活動支援	民生委員・児童委員をはじめ地域の支援者が障がい及び障がい者について理解を深め、障がい者やそれ以外の地域住民に対して理解ある対応ができるよう支援します。 また、災害時における弱者に対する円滑な支援活動に結びつくよう啓発を推進し、災害時の支援体制の充実に努めます。	福祉課
人材の確保と育成への支援	事業所との連絡会を開催し、事例の検討や意見交換等を通じて事業所の質の向上、人材の確保や新たな課題の共有と解決策の検討に努めます。	福祉課

基本目標 6 権利擁護の推進

現状と施策の方向性

障がい者が地域で自分らしく暮らせるためには、すべての町民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが必要です。

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことです。

こうした「権利擁護」の問題は、支援が必要な人の増加により、その需要に対応する体制の整備が求められています。障がい者の権利を守るために、関係機関との連携を強化するとともに、成年後見制度等の適切な利用を促進していく必要があります。

アンケート調査結果では、「成年後見制度の認知度（名前も内容も知っている、名前を聞いたことはあるが、内容は知らない）」は、7割となっています。

今後も、障がい者への成年後見制度の利用支援や、業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修などを行い、成年後見制度の利用を促進します。

施策 1 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実

認知症高齢者や知的障がいや精神障がいのある人が安心して生活できるように、成年後見制度等の周知を図り、その利用を促進します。

項目	事業内容	担当課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。	福祉課
成年後見制度の普及と利用支援	相談支援事業所や利根町社会福祉協議会との連携のもと、認知症高齢者や知的障がい者や精神障がい者などで判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、成年後見制度、市民後見人制度の普及と利用支援に努めます。	福祉課
日常生活自立支援事業の普及と利用支援	利根町社会福祉協議会の専門員や生活支援員などが、事業者との福祉サービスの契約や利用援助、情報提供・助言・利用料の支払等の日常的金銭管理を代行する、日常生活自立支援事業の普及と利用支援に努めます。	社会福祉協議会

施策2 差別的扱いの禁止と合理的配慮

窓口での対応、書類手続き等において、障がいのある人一人ひとりの特性に合った説明や支援ができるよう、各種行政サービスにおける合理的配慮を推進します。また、障がいがあることによって決して他者から虐げられることのないよう、差別解消と合理的配慮の提供の取組を推進します。

項目	事業内容	担当課
障害者差別解消法に基づく対応	「障害者差別解消法」では、障がい者に対して「不当な差別的取扱いをしないこと」と「合理的配慮をすること」が求められています。本町では、町民に対して障がい者差別解消の啓発を図るとともに、差別や不当な扱いを受けた障がい者が適切な支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。また、町職員を対象とした差別の解消を推進するための対応要領について、研修を実施し、周知を徹底して合理的配慮を推進します。	福祉課
選挙における配慮	各投票所におけるスロープの設置などのバリアフリー化、代理投票や郵便等による不在者投票の周知・利用支援など、障がい者の選挙における配慮を図ります。	総務課
合理的配慮の提供等に関する啓発	国及び県との連携のもと、地域における合理的配慮の提供や身近な差別の解消を促進するため、町民や企業等に対し、就労面などに関する差別的取扱い及び合理的配慮の事例の紹介、差別解消に関する啓発等を行います。	福祉課
行事やイベント等における配慮の促進	地域における各種行事・イベントなどに、障がい者が積極的に参加できるよう、事業内容や運営方法の改善を働きかけます。	まち未来創造課 生涯学習課 福祉課

施策3 虐待防止の推進

関係機関とのネットワークにより、障がいのある人への虐待防止と権利擁護の取組を推進します。

項目	事業内容	担当課
障がい者の虐待防止等に関する啓発	茨城県障害者権利擁護センターとの連携のもと、障害者虐待防止法の内容や虐待発見者の通報義務、町の虐待防止相談窓口等について広く周知に努めるとともに、虐待防止の啓発を図ります。また、虐待に関する通報を受けた場合には、障害者虐待防止法に基づき、家庭や施設・職場などに調査・指導等を行うなど適切な対応に努めます。	福祉課
虐待防止に向けたネットワークの構築と取組の推進	自立支援協議会を中心に、利根町要保護児童対策地域協議会、地域ケアサービス調整会議など関係機関の連携を図り、障がい者に対する虐待の防止に努めます。保育・教育機関、医療機関、障害福祉サービス提供事業者、警察署・消防署等と連携を図り、障がい者に対する虐待の防止に努めます。	福祉課

基本目標 7 安全・安心な生活環境づくり

現状と施策の方向性

安全な生活環境づくりに関しては、住まいも含めた生活空間において、バリア（障壁）がなく、障がい者が円滑に行動できることはもちろん、災害時にも安心できる生活環境を整えていくことが重要です。

本町では、公共性の高い建築物についてバリアフリー化を推進するとともに、外出支援や移動支援を通じた障がい者の社会参加の支援などを行ってきました。

また、防災面では、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実をさせていくことは、安全・安心な生活を送るうえで大変重要な課題であるため、自立支援協議会の防災部会で作成した「障がい者のための防災マニュアル」を広報にて周知するとともに、避難行動要支援者名簿の作成や町主催の発災型防災訓練で自主防災組織との連携を行ってきました。

近年は、時に想定を超える規模の災害が発生し、本町においてもその危険性はゼロではありません。そのため、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の充実、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充が必要です。

今後も生活空間のバリアフリー化の推進に取り組むとともに、障がい者が地域社会において安全・安心に生活することができるよう、地域における防災対策や災害時支援体制の整備、さらには防犯対策などを行います。

施策 1 交通・移動・住環境の充実

「バリアフリー法」「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路などの交通施設、多くの人々が利用する施設や公益性のある建物等の物理的なバリアの解消を推進します。

項目	事業内容	担当課
交通バリアフリー化の推進	障がい者等が自分の意思により自由に移動し、社会参加できるよう、歩行空間や道路のバリアフリー化を推進するとともに、交通事業者等による広範囲でのバリアフリー化の取組を働きかけていきます。 また、障がい者等の移動を支援し、行動範囲の拡大を図るため、福祉バス、移動支援事業、福祉有償運送の充実に努めます。	建設課 福祉課
道路の修繕・改修	路面凹凸の解消については、地区要望、通報及びパトロールなどを基に、修繕・改修工事を実施していきます。	建設課

建築物のバリアフリー化の推進	公共施設について円滑に利用できるよう改善に努めるとともに、公共性・公益性の高い民間建築物の管理者等に対し、建築物の出入口の段差解消や多目的トイレの設置、障がい者に分かりやすい表示・案内などのバリアフリー化に向けた整備の普及・啓発に努めます。	財政課
住まいのバリアフリー化の推進	障がい者が住み慣れた自宅で、安全で快適に継続して生活が営めるよう、日常生活用具の給付などの助成制度の周知を図り、利用を促進します。	福祉課
緊急通報システムの活用	ひとり暮らしで外出が困難な身体障がい者などが自宅で安心して生活していただくことを目的に、急病・事故等の緊急時に非常ボタンを押すことで消防本部に通報できる緊急通報装置の貸し出しを行っています。	福祉課

施策２ 防災対策・災害時支援体制の充実

障がい者はもちろん、町民に対して広く防災知識の普及や災害時の適切な情報提供を行い、地域における防災や災害時の備えを推進します。また、感染症対策を含め、障がい特性などに配慮した福祉避難所の運営の在り方検討、災害時の要配慮者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。

項目	事業内容	担当課
障がい者に配慮した防災システムの構築	「利根町地域防災計画」に基づき、災害発生時に障がい者などの要配慮者に対して迅速な救護や防災活動を行うことができるよう、自主防災組織の育成・活性化に努めます。 また、避難行動要支援者名簿の存在と趣旨の周知に努め、災害時の避難に支援が必要な人の名簿への登載を促進し、地域の支援者（利根町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会など）の連携により地域の避難支援体制づくりを推進します。 情報入手の困難な障がい特性に応じた的確な情報伝達方法の確立に努めます。	防災危機管理課 福祉課
福祉避難所の確保・充実	災害時に支援を要する障がい者の身体介護や医療的な対応など、特別な配慮が必要な場合に対応できるよう、福祉避難所の設置のほか、福祉施設や医療機関、サービス事業者等と課題の洗い出しや対応について協議し、有事の際にどのような連携がとれるか協議をしていきます。	防災危機管理課 福祉課
防災訓練への参加促進	防災訓練への参加を呼びかけ、障がいのある人を想定した訓練を実施します。町の総合防災訓練や各自主防災組織での訓練の他、福祉施設などでの訓練の実施を促進していきます。	防災危機管理課

施策3 防犯体制の充実

障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

項目	事業内容	担当課
防犯対策の充実	防災訓練への参加を呼びかけ、障がいのある人を想定した訓練を実施します。町の総合防災訓練や各自主防災組織での訓練の他、福祉施設などでの訓練の実施を促進していきます。	防災危機管理課 福祉課
消費者被害防止の啓発	広報等を通じて地域の防犯意識の高揚を図るとともに、民生委員・児童委員等の見守り活動や防犯パトロール等の地域における活動を促進します。	まち未来創造課
消費者トラブルの相談	消費者トラブルに遭ってしまった場合の相談業務の充実とともに、普及啓発に努めます。	まち未来創造課
地域見守り活動の充実	障がい者や高齢者等の消費者被害防止のため、電話による詐欺、悪質商法等についての情報提供を図るとともに、警戒心喚起に向けた啓発活動を行います。 ●宅配事業者等との見守り協定 ●愛の定期便	福祉課

基本目標 8 情報アクセシビリティの向上

現状と施策の方向性

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人などは、情報の収集やコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。こうした障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障がいのある人が迅速かつ的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題となります。

本町では、広報紙や町ホームページ等を活用して、サービスなどの周知を図るほか、庁内窓口へのヒアリンググループの設置、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた意思疎通のための支援を行っています。

アンケート調査結果では、障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手先について、「国・県・町等の行政機関の広報誌」が最も多く、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」「家族や親せき、友人・知人」という回答も多くなっています。

今後も、障がいのある人が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要であり、視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

施策 1 情報提供の充実

すべての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制などの充実を図ります。

項目	事業内容	担当課
情報提供体制の充実	障がい者が様々な機会や場を通じて、各種制度や障害福祉サービス等の情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。	福祉課
声の広報の配布	ボランティアの協力により、視覚障がいのある方に広報誌「広報とね」「議会だより」「社協だより」をテープに録音して配布し、視覚障がい者への情報の周知を図ります。	社会福祉協議会
「利根町障がい福祉のしおり」の配布	町内で実施されている福祉サービスや団体活動等について冊子「利根町障がい福祉のしおり」を毎年作成・配布し、福祉制度等の周知と利用支援を図ります。 障がいのある人が手軽に情報を入手できるよう、ホームページを活用した提供方法の充実に取り組みます。	福祉課
視覚障がい者等への読書環境の整備	小説などの録音資料（CD）、大きな活字の本、点字絵本を備えていきます。	図書館

施策２ 意思疎通支援の充実

通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、情報バリアフリー化の推進や意思疎通のための支援に努めます。

項目	事業内容	担当課
コミュニケーション事業の普及	視覚・聴覚に障がいのある人などのコミュニケーションを支援するため、「茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ」に委託し、手話通訳や要約筆記者の派遣事業を実施します。	福祉課
情報・意思疎通支援用具の給付	日常生活用具給付等事業を通じて、障がい者用パソコン周辺機器（障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンターなどの情報機器を給付し、視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。	福祉課
ICT機器等の活用	相談業務などにおけるタブレット端末やその他ICT機器の活用など、町役場や関係機関における意思疎通手段の拡充を検討し、情報バリアフリー環境の整備を推進します。また、障がい者のICT機器の活用支援を検討します。	福祉課

各論 2

利根町第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の方向性

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向け、7つの方向性に留意して計画を策定します。

方向性1 障がい者と障がい児の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者と障がい児本人が、必要とするサービスやその他支援を受けながら自立と社会参加できるよう、自己決定を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

方向性2 障がい等に応じた適切なサービス活用の促進

障がい種別や難病などに応じて、適切なサービス提供が図られるよう、必要な情報提供を行い、サービス活用が促されるよう支援に努めます。高次脳機能障がいや発達障がいのある人、難病患者などがサービス給付の対象であることについて、周知を図ります。

方向性3 地域生活の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保と居住支援、就労支援といった課題への対応に努めます。地域資源の開発と活用を図り、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供など、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

方向性4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現を目指し、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域形成に向け、引き続き取り組めます。

方向性 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

方向性 6 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とともに、それを担う人材の確保に関係機関と協力して取り組んでいきます。

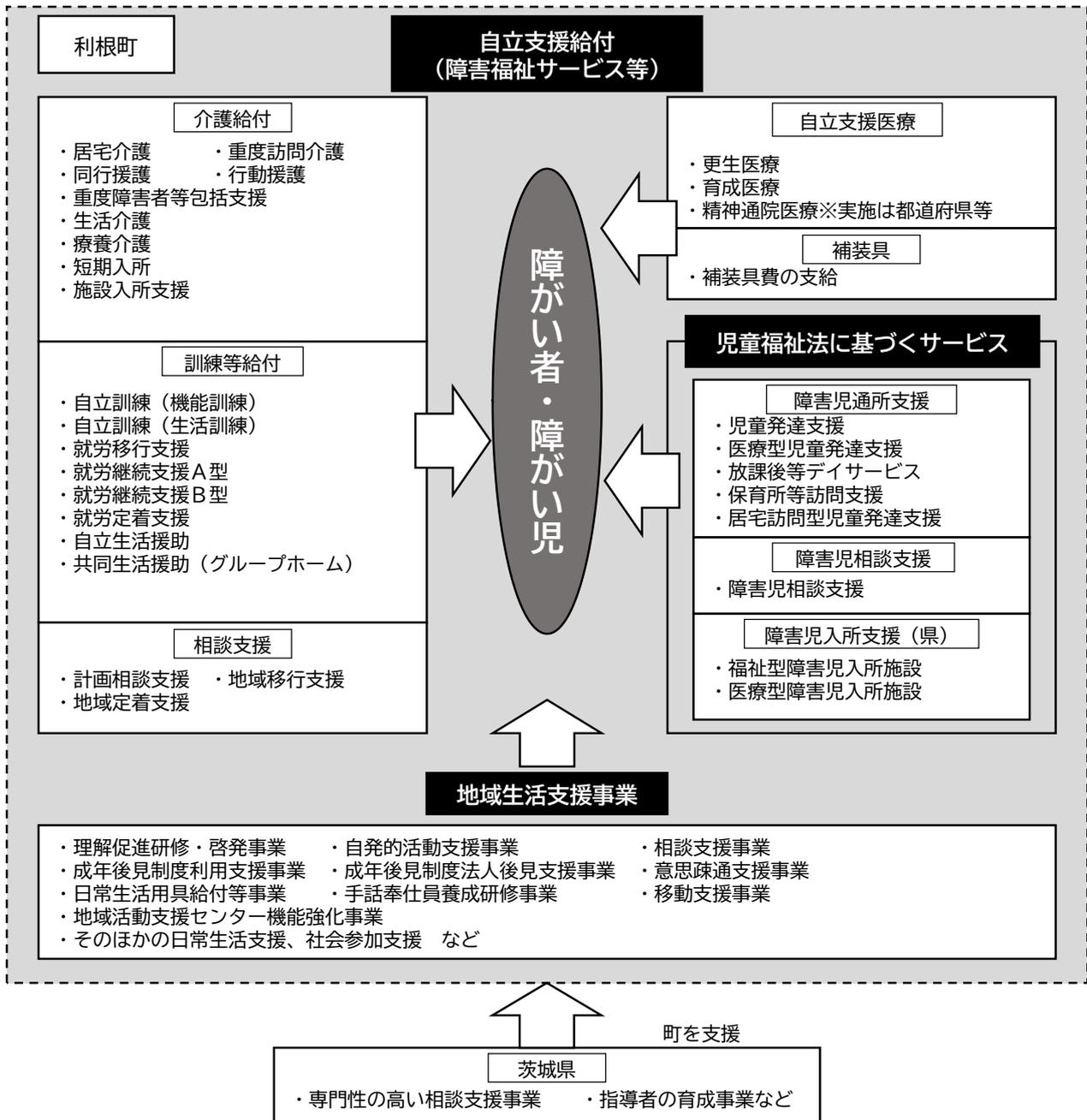
方向性 7 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するため、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援します。特に、文化芸術鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮と社会参加の促進を図ります。

2 サービス等の体系

障がい者及び障がい児を総合的に支援するサービスの全体像は次のとおりです。

【障害福祉サービス等の体系図】



障害者総合支援法に基づき、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況など）を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」の提供、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な実施形態による「地域生活支援事業」の実施、「自立支援医療」・「補装具」の支給が行われます。

また、障がい児に対しては、「児童福祉法に基づくサービス」が提供されます。

第2章 令和8年度における目標値

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、地域共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備について、国や県の考え方にに基づき、令和8年度末における目標値を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、全ての施設入所者に対して、今後、地域生活への意向について適切に意思決定支援を行い確認するとともに、今後、自立訓練等を利用し、施設の支援者等が地域生活支援拠点等の関係機関と連携して地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までにグループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する者の数を成果目標として設定することとしています。

①施設入所者の地域生活への移行

◆国の成果目標

- ・令和4年度末時点の施設入所者のうち6%以上が地域生活へ移行すること。

◆本町の考え方と目標値の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数(A)	14人	令和5年3月31日時点
【目標値】地域生活移行者数(B)	1人	令和8年度末までにおける施設入所から地域生活への移行者数
移行率 $(B/A) \times 100$	7%	(参考：国指標) 6%以上

②福祉施設入所者の数

◆国の成果目標

- ・令和 8 年度末時点の施設入所者数を，令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5%以上削減すること。

◆本町の考え方と目標値の設定

国の考えに基づき，以下の目標を設定します。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】令和 4 年度末時点の施設入所者数 (C)	14 人	令和 5 年 3 月 31 日時点
【目標値】施設入所者数 (D)	13 人	令和 8 年度末の施設入所者数
削減率 (D/C) ×100	7%	(参考：国指標) 5%以上

【目標達成のための取組】

- ・目標値の達成に向けては，住まいの場や日中活動の場など地域生活の基盤充実に努めるとともに，入所中から地域生活の準備等を支援する地域移行支援の利用を促進することで，障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、自治体を中心に地域精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。

国の基本方針に基づき、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定します。

◆国の成果目標

- ・精神障がい者が精神病床から退院した後の1年以内における地域での生活日数の平均日数を325.3日以上とすること。
- ・65歳以上の1年以上の長期入院患者数及び65歳未満の1年以上の長期入院患者数・退院率の数値目標を設定（県で設定）すること。
- ・入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院6か月時点では84.5%以上、入院後1年時点では91.0%以上とすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標	目標の考え方
平均生活日数	325.3日以上	令和8年度末時点の精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活平均日数
65歳以上の1年以上の長期入院患者数及び65歳未満の1年以上の長期入院患者数	茨城県で設定	茨城県で設定
精神障がい者が精神病床に入院後の退院率	3か月：68.9%以上 6か月：84.5%以上 1年：91.0%以上	令和8年度末時点の精神障がい者の精神病床入院後の3か月、6か月、1年時点退院率

◆本町の考え方と活動指標の設定

町では自立支援協議会の相談支援部会に、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについての協議の場を設置しています。引き続き地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

項目	目標		目標の考え方
協議の場の開催回数	年 3 回		各年度における保健，医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	13 人		保健，医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標設定】	有	各年度における保健，医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数
	【評価の実施回数】	年 1 回	
精神障がい者の地域移行支援の利用人数	2 人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域移行支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の地域定着支援の利用人数	2 人		各年度における地域移行のための精神障がい者の地域定着支援利用者数
地域移行後の精神障がい者の共同生活援助の利用人数	2 人		各年度における地域移行のための精神障がい者の共同生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立生活援助の利用人数	2 人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立生活援助利用者数
地域移行後の精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	2 人		各年度における地域移行のための精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

【目標達成のための取組】

- ・精神障がいのある方が安心して地域で生活を継続できるよう，保健・医療・福祉が連携した会議の場において，地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について，継続し検討していきます。

3 地域生活支援の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等のさらなる整備が必要です。

◆国の成果目標

- ・令和8年度末までに、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証・検討を行うこと。
- ・強度行動障がい者の支援体制の充実を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市又は各福祉圏域において、状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標	目標の考え方
地域生活支援拠点の整備	有	令和8年度末までに整備
地域生活支援拠点のコーディネーターの配置	有	令和8年度末までに構築
地域自立支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証・検討実施回数	年1回以上	令和8年度末までに実施 (参考：国指標)年1回以上
強度行動障がい者に対する支援体制の整備	有	令和8年度末までに整備

◆本町の考え方と活動指標の設定

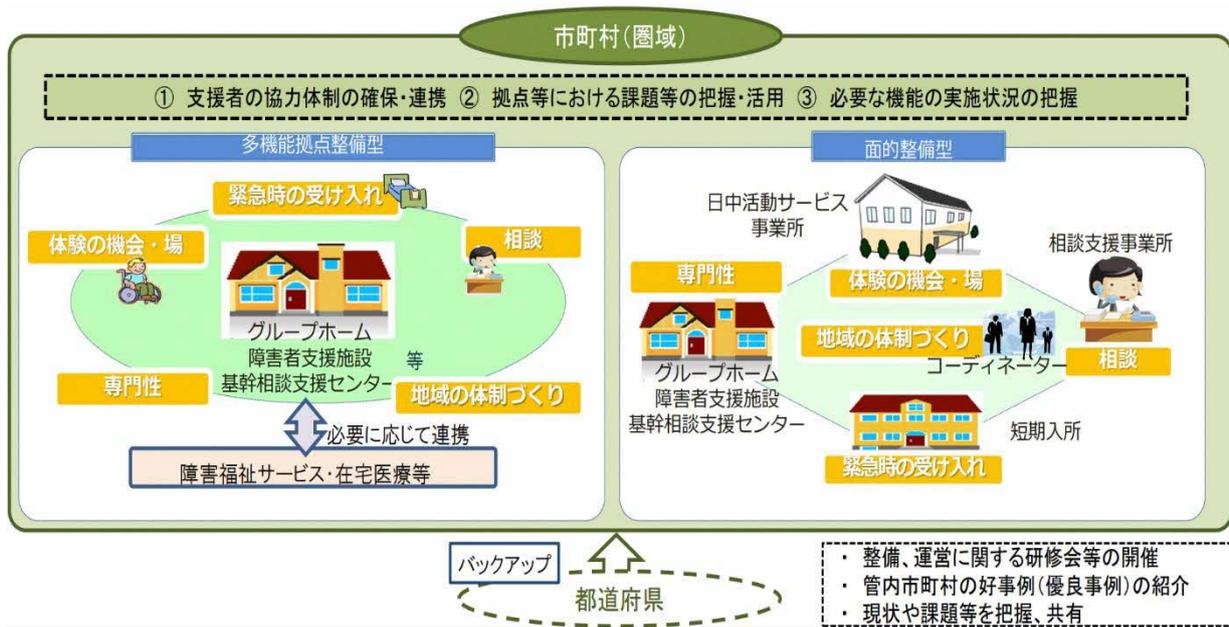
自立支援協議会を中心に、運用状況の検証や運用方法の検討を行っていきます。

項目	目標	目標の考え方
地域生活支援拠点の機能を担う障害福祉サービス事業所等の設置箇所数	1か所	令和8年度末までに設置
コーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末までに配置
地域生活支援拠点等における機能充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	年1回	令和8年度末までに実施

【目標達成のための取組】

- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、関係機関等と連携した相談支援体制の強化や体験の機会や場の提供、担い手の育成等、機能の充実を図り、緊急にならない体制づくりや、緊急になった場合の受け入れ先の調整を行います。

< 地域生活支援拠点等の整備について >



資料：厚生労働省

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する人の数値目標を設定することとしています。

①福祉施設から一般就労への移行

◆国の成果目標

令和 8 年度末において一般就労へ移行した者を令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上にすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標		備考
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	基準値 (A)	4 人	令和 3 年度一般就労移行者数
	目標値 (B)	6 人	令和 8 年度一般就労移行者数
移行実績 (B/A)	1.5 倍		(参考：国指標) 1.28 倍以上

②就労移行支援事業の一般就労への移行

◆国の成果目標

令和 8 年度末において就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和 3 年度の移行実績の 1.31 倍以上にすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標		備考
就労移行支援事業利用者の一般就労移行者の増加	基準値 (A)	4 人	令和 3 年度末時点の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
	目標値 (B)	6 人	令和 8 年度末時点の就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数
移行実績 (B/A)	1.5 倍		就労移行支援事業利用者の一般就労移行割合 (参考：国指標) 1.31 倍以上

③就労移行支援事業所全体の一般就労移行率

◆国の成果目標

令和 8 年度末において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合が 5 割以上の事業所が全体の 5 割以上とすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標		備考
一般就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所の増加	見込値 (A)	4 事業所	令和 8 年度末時点の就労移行支援事業所数
	目標値 (B)	2 事業所	令和 8 年度末の一般就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所数
利用率 $(B/A) \times 100$	50%		(参考：国目標値) $(B/A) \times 100 = 5$ 割以上

※事業所は認定を出している方が通っている事業所数

④就労継続支援 A 型の一般就労への移行

◆国の成果目標

令和 8 年度末において就労継続支援 A 型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和 3 年度の移行実績の 1.29 倍以上にすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標		備考
就労継続支援 (A 型) 事業利用者の一般就労移行者の増加	基準値	0 人	令和 3 年度末時点の就労継続支援 (A 型) 事業利用者の一般就労移行者数
	目標値	2 人	令和 8 年度末時点の就労継続支援 (A 型) 事業利用者の一般就労移行者数
	2 倍		就労継続支援 (A 型) 事業利用者の一般就労移行割合 (参考：国指標) 1.31 倍以上

⑤就労継続支援B型の一般就労への移行

◆国の成果目標

令和8年度末において就労継続支援B型事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上にすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標		備考
就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者の増加	基準値	0人	令和3年度末時点の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
	【目標値】	2人	令和8年度末時点の就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行者数
	2倍		就労継続支援（B型）事業利用者の一般就労移行割合（参考：国指標）1.28倍以上

⑥就労定着支援事業の利用者数

◆国の成果目標

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、令和8年度末において就労定着支援事業を利用して一般就労へ移行する者を、令和3年度の利用実績の1.41倍以上にすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標		備考
就労定着支援事業利用者数の増加	基準値（A）	2人	令和3年度末時点の就労定着支援事業利用者数
	目標値（B）	3人	令和8年度末時点の就労定着支援事業利用者数
	1.5倍		（参考：国目標値） $(B/A) \times 100 = 1.41$ 倍以上

⑦就労定着支援事業所の就労定着率

◆国の成果目標

令和8年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標		備考
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の増加	見込値(A)	4事業所	令和8年度末時点の就労定着支援事業所数
	目標値(B)	3事業所	令和8年度末の就労定着率7割以上の就労移行支援事業所数
利用率(B/A)×100	75%		(参考:国目標値) (B/A)×100=7割以上

◆目標達成のための取組

- ・自立支援協議会での検討を基に、就労先の開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、更には再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、就労支援策の充実に努めます。
- ・職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから、多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに、就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう、様々な関係機関と連携を図ります。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って、地域の障がい福祉、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで医療的ケアや障がいの状況に応じた、切れ目のない効果的で一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

また、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが求められています。

◆国の成果目標

- ・令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置すること。
- ・令和 8 年度末までに、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。
- ・令和 8 年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市又は各福祉圏域に少なくとも 1 か所以上確保すること。
- ・令和 8 年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

児童発達センターや医療的ケア児に対応した事業所の確保、コーディネーターの配置については、町単独での設置は難しいため、近隣市町村と協働し圏域で 1 か所の設置を目指します。

項目	目標	目標の考え方
児童発達支援センターの設置数	1 か所 (圏域)	令和 8 年度末までの設置数
児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等による障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	有	令和 8 年度末までの構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所 (圏域)	令和 8 年度末までの設置数

主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所 (圏域)	令和8年度末までの設置数
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	令和8年度末までの設置
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末までの設置

◆本町の考え方と活動指標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標			目標の考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1人	1人	1人	各年度における実績値

【目標達成のための取組】

- ・自立支援協議会における検討をもとに、県及び圏域の市町と連携しながら整備を図ります。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等、重層的な仕組みが構築されてきていますが、改めて相談支援体制について検証・評価を行うとともに、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、重層的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが求められています。

◆国の成果目標

- ・令和8年度末までに、市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保すること。
- ・これらの取組は、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討すること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

障がい者基幹相談支援センターを中心に、専門的な相談支援の実施、事業者の資質・能力の向上のための研修を実施し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

項目	目標			目標の考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置	未設置	未設置	設置済	令和8年度末までの確保
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の指導・助言回数	—	—	60回	各年度における実績値
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	—	—	2件	各年度における実績値
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	3回	各年度における実績値
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	—	—	1人	各年度における実績値
協議会における相談支援事業所参画による個別事例検討実施回数	2回	2回	2回	各年度における実績値
協議会における個別事例の検討実施時の参加事業者（機関）数	3事業所	3事業所	3事業所	各年度における実績値
協議会の専門部会の設置数	2部会	2部会	2部会	各年度における実績値
協議会の専門部会の実施回数	2回	3回	3回	各年度における実績値

【目標達成のための取組】

アンケート結果からは、「どこに何を相談したらよいかわからない」という声も示されているため、各機関の役割を明確にし、周知・啓発を行うとともに、今後も引き続き、取組を効果的に進めるため自立支援協議会で検討を行います。

地域の相談支援機関に対しては、困難事例に対するバックアップや研修等による人材育成への支援などを検討し、身近な相談支援体制を強化します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が自らの意思で、必要とするサービス等を選択できるよう支援を行うとともに、利用者に、真に必要な障害福祉サービスを提供できているのか検証を行い、提供していくための体制を構築することが重要となります。

◆国の成果目標

- ・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

◆本町の考え方と成果目標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標	目標の考え方
障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	実施	各年度における実績値
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	構築	令和8年度末までに構築

◆本町の考え方と活動指標の設定

国の考えに基づき、以下の目標を設定します。

項目	目標			目標の考え方
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	2人	2人	3人	各年度における実績値
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	令和8年度末までに実施 (事業所, 自治体間の共有)
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	年30回以上	年33回以上	年36回以上	各年度における実績値

【目標達成のための取組】

- ・利用者一人ひとりの状況やニーズに的確に対応できるよう、質の高い支援を安定的に継続することが求められているため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ役場職員の参加を促します。
- ・障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有する場を設けます。
- ・障害福祉サービス提供事業所に対し、定期的・継続的に第三者評価機関による評価を受けるよう、普及啓発を行います。

第3章 障害福祉サービス等の見込み量

1 訪問系サービス

在宅生活を支援するサービスとして、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

■サービス一覧

サービス名	給付の種類	内容
居宅介護	自立支援給付 (介護給付)	居宅において入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、通院などの移動介護を行うサービスです。
重度訪問介護※		常時介護を必要とする重度の肢体不自由障がい者を対象に、居宅等において、入浴、排せつ、食事などの身体介護、食事の支度、居室の清掃などの家事援助、外出時の移動介護などを総合的に行うサービスです。
同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護		知的障がいや精神障がいによって常に介助を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。
重度障害者等包括支援		介護の必要性が著しく高い人に居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

※重度訪問介護は、日常的に同サービスを利用する最重度の障がい者のために、入院中の医療機関においても利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるよう、訪問先が医療機関にまで拡大されました。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	見込量	実利用者数(人)	10	10	10	10	10	10
		利用時間(時間)	120	120	120	135	139	143
	実績値	実利用者数(人)	8	9	9			
		利用時間(時間)	144	132	135			
重度訪問介護	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用時間(時間)	15	15	15	130	130	130
	実績値	実利用者数(人)	1	1	1			
		利用時間(時間)	66	129	130			
同行援護	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用時間(時間)	6	6	6	6	6	6
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用時間(時間)	0	0	0			
行動援護	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用時間(時間)	35	35	35	35	35	35
	実績値	実利用者数(人)	1	1	1			
		利用時間(時間)	36	28	27			
重度障害者等 包括支援	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・利用動向に大きな変化はありません。今後も、利用者の希望に即した、質の高いサービスを提供できる体制の確保に努めます。
- ・施設入所者や退院可能な精神障がい者の地域移行により、グループホームや単身での地域生活を始めるにあたり、サービスの利用が円滑にできるよう配慮するとともに、障がいの内容や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、それぞれの障がいの特性を理解したホームヘルパーの養成を事業所に働きかけていきます。
- ・サービス提供事業者に対しては、身体障がい、知的障がい、精神障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

2 日中活動系サービス

日中活動を支援するサービスとして、「生活介護」「療養介護」「短期入所」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」「就労定着支援」があります。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 生活介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	常に介護を必要とする人に、主に日中、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介護や生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	見込量	実利用者数(人)	38	38	38	35	35	35
		利用時間(人日)	760	760	760	750	750	750
	実績値	実利用者数(人)	34	35	35			
		利用時間(人日)	700	700	700			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・サービス利用は安定して推移していますが、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・サービス提供事業者に対しては、身体障がい、知的障がい、精神障がいや難病の個々の障がいの特性等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。

(2) 自立訓練（機能訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立訓練 (機能訓練)	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	
		利用日数(人日)	14	14	14	14	14	
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0	/		
		利用日数(人日)	0	0	0			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・利用実績はありませんでしたが、利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- ・障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(3) 自立訓練（生活訓練）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上のための訓練などを一定期間行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	自立訓練 (生活訓練)	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	3	3
利用日数(人日)			14	14	14	6	6	6
実績値		実利用者数(人)	1	3	3			
		利用日数(人日)	6	3	6			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・今期において利用実績はほとんどありませんでしたが、更なる利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・サービス提供事業者に対しては、個々の障がいの状況等に留意し、利用者の意向に応える質の高いサービス提供を促します。
- ・障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(4) 就労移行支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	就労移行支援	見込量	実利用者数(人)	3	4	4	4	4
利用日数(人日)			48	72	72	72	72	72
実績値		実利用者数(人)	3	3	3			
		利用日数(人日)	54	58	58			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・サービス見込量については、2年間の利用期間の限度が規定されているサービスであることから新規利用と支給終了の両方を見込むと、今後は一定の水準で推移するものと見込んでいます。今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・福祉施設や相談支援事業所及び就労移行支援事業所と連携を図り、就労移行支援事業の利用促進を図ります。
- ・サービス利用後の就労先の確保が必要となることから、自立支援協議会を核としながら、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、就労に関する総合的な支援を図ります。
- ・障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一般就労が困難な障がい者に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練やその他必要な支援を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労移行支援 (A型)	見込量	実利用者数(人)	11	11	12	12	13	14
		利用日数(人日)	220	220	240	268	294	322
	実績値	実利用者数(人)	10	11	11	/		
		利用日数(人日)	197	223	244			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・サービス利用は安定して推移しており、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう支援に努めます。
- ・自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的な就労に関する総合的な支援を図ります。
- ・障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	一般就労することが困難な障がい者等に、生産活動その他の活動機会の提供や、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援 (B型)	見込量	実利用者数(人)	25	26	27	27	28	29
		利用日数(人日)	500	520	540	466	484	503
	実績値	実利用者数(人)	26	25	26			
		利用日数(人日)	443	433	449			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・サービス利用数は一定で推移していますが、ニーズはあると見込んでいます。今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- ・自立支援協議会を核としながら、学校、福祉施設、民間企業等との連携を深め、福祉的就労に関する総合的な支援を図ります。
- ・障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(7) 就労定着支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	就労移行支援を利用して一般就労へ移行した者に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	就労定着支援	見込量	実利用者数(人)	1	2	2	2	3
実績値		実利用者数(人)	2	2	2			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・サービス利用数は一定で推移していますが、今後もサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。
- ・相談支援事業者や就労継続支援事業者との連携を図り、必要なサービスの利用につながるよう努めます。
- ・障がい者自らのサービス選択と決定を支援するため、必要な情報の提供に努めます。

(8) 療養介護

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	医療と常時介護を必要とする方に、病院などの施設で医学的管理の下に、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用日数(人日)	31	31	31	31	31	31
	実績値	実利用者数(人)	1	1	1			
		利用日数(人日)	31	31	31			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・利用者数は一定しています。医療行為が必要な特殊なサービスであり、急な利用者を想定することも難しいことから、実績と同様の利用量を見込んでいます。
- ・新たな利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

(9) 短期入所

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	居宅において介護者の疾病その他の理由で、施設への短期間の入所が必要な障がい者（児）に、入浴や排泄，食事の介護など日常生活上の支援を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	見込量	実利用者数（人）	8	8	9	8	8	8
		利用日数（人日）	80	80	90	32	32	32
	実績値	実利用者数（人）	4	5	5	/		
		利用日数（人日）	18	27	26			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・実績の伸びは大きくありませんでしたが、今後も一定の水準での利用を見込んでいます。
- ・今後も、必要なサービスを持続的に提供できるよう、利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、サービス提供体制の確保に努めます。

3 居宅系サービス

居住の場を支援するサービスとして、「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」「自立生活援助」があります。

各サービスの内容と給付実績，見込量については次のとおりです。

(1) 自立生活援助

給付の種類	内容
自立支援給付 (訓練等給付)	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で，一人暮らしを希望する者に対し，一定の期間にわたり，利用者の居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により，必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	自立生活援助	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1
(内 精神障がい者の利用)			1	1	1	1	1	1
実績値		実利用者数(人)	0	0	0			

※令和5年度の実績は，9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・利用実績はありませんでしたが，利用希望者が現れた場合にサービスを提供できるよう，利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら，サービス提供体制の確保に努めます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

給付の種類	内容
自立支援給付 （訓練等給付）	日中は就労又は就労継続支援などの日中活動サービスを利用している障がい者に、共同生活の場を提供し、相談や日常生活上の援助を行います。

■実績及び見込量

（1か月あたり）

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	実利用者数（人）	25	26	27	30	31	32
		（内 精神障がい者の利用）	6	10	11	11	12	12
	実績値	実利用者数（人）	25	28	29	/		
		（内 精神障がい者の利用）	6	10	11			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・障がい者の地域生活への移行を促進するためには、生活の場としてグループホーム等の整備が必要となります。今後も利用者が増加することを見込んでいます。
- ・今後も関係機関の協力を得ながら、利用者のニーズに応じた居住系サービスの確保を進めていきます。

(3) 施設入所支援

給付の種類	内容
自立支援給付 (介護給付)	介護が必要な人や自立訓練・就労移行支援を利用している障がいのある人で単身の生活が困難な方、通所が困難な方に夜間の居住の場を提供し、日常生活上の支援を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	施設入所支援	見込量	実利用者数(人)	13	13	12	16	16
実績値		実利用者数(人)	13	14	15			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・施設入所支援については、町内に施設がないため、利用者はすべて町外施設を利用しています。こうした現状を踏まえ、県や他市町村と連携しながら、広域的な視点から質の高いサービス提供の確保に努めます。

4 相談支援

計画的な支援を必要とする人を対象に相談支援を行います。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

■サービス一覧

サービス名	給付の種類	内容
計画相談支援	計画相談支援 給付費	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	地域相談支援 給付費	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	地域相談支援 給付費	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対処を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
	計画相談支援	見込量	実利用者数(人)	225	230	235	288	305
実績値		実利用者数(人)	210	256	271			
地域移行支援	見込量	実利用者数(人)	1	1	1			
		(内 精神障がい者の利用)	1	1	1	1	1	1
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		(内 精神障がい者の利用)	0	0	0			
地域定着支援	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		(内 精神障がい者の利用)	1	1	1	1	1	1
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		(内 精神障がい者の利用)	0	0	0			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・障害福祉サービス利用者全員が計画相談支援を利用するため、サービス利用者数から見込んでいます。相談支援事業所との連携を図り、必要なサービスの確保と充実に努めます。
- ・支援を必要とする利用者に対してサービスの利用調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう、事業者に対して働きかけを行います。
- ・事業所の参入促進などにも積極的に取り組みます。

5 地域生活支援事業

障がい者が自らの適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するために、地域生活支援事業を実施します。

各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

(1) 相談支援事業

■サービス一覧

事業名	内容
障害者相談支援事業	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。
自立支援協議会	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
成年後見制度利用支援事業	居宅において単身で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの対応を行います。

■実績及び見込量

(1年あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業（か所）	計画値	4	4	4	4	4	4
	実績値	4	4	4			
自立支援協議会（か所）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
成年後見制度利用支援事業（人）	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・専門的な知識を有する地域の関係機関との連携を図り、自立支援協議会を中心とした、強固なネットワークの形成に努めます。
- ・窓口で受け付けた相談について、関係機関と連携し情報を共有しながら、最適な対応ができるよう努めます。

(2) 意思疎通支援事業

■事業一覧

事業名	内容
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

■実績及び見込み量

(1年あたり)

サービス名		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業(人)	計画値	15	15	16	17	17	17
	実績値	15	10	12			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、引き続き、「茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ」に委託することにより、サービスの確保を図ります。
- ・利用者の利便性を向上させるため、県外への派遣もできるよう検討します。
- ・現在サービスを利用している利用者のほかにも、潜在的な利用希望者がいることも踏まえて利用促進に努めます。
- ・本町においては、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ることとし、他市町村との連携を図りながらサービスの確保に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

用具種別	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	酸素ボンベ運搬車や電動式たん吸引器、盲人用体温計など在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置など情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ装具など排泄管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

■実績及び見込み量

(1年あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具(件)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			
自立生活支援用具(件)	計画値	1	1	2	2	2	2
	実績値	1	2	2			
在宅療養等支援用具(件)	計画値	1	2	3	2	2	2
	実績値	0	0	0			
情報・意思疎通支援用具(件)	計画値	12	12	12	13	14	14
	実績値	12	13	13			
排泄管理支援用具(件)	計画値	310	310	310	362	378	395
	実績値	315	331	346			
居宅生活動作補助用具(件) (住宅改修費)	計画値	0	1	1	1	1	1
	実績値	0	0	0			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・重度の障がい者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。日常生活用具給付の決定、給付品目の選定にあたっては、実情に合わせて適正な運用を図ります。
- ・日常生活用具の必要な障がい者への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ各方面の関係者に働きかけ、サービス提供の確保に努めます。

(4) 移動支援事業

内容
屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

■実績及び見込量

(1年あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	見込量	実利用者数(人)	14	14	14	15	15	15
		利用時間(時間)	42	42	42	42	42	42
	実績値	実利用者数(人)	3	1	2	/		
		利用時間(時間)	42	11	8			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・屋外での移動が困難で支援の必要がある障がい者に対して、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的に、外出のための個別支援を行います。
- ・今後も引き続き、事業者を通じたサービス提供体制を確保し、社会生活上不可欠な外出の支援を円滑に行うことで、障がい者の地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進していきます。

(5) 地域活動支援センター

類型	内容
I 型	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉や地域の社会基盤との調整、地域におけるボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る普及啓発などを行います。
II 型	地域での就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。
III 型	創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進を図り、地域の実情に応じた支援を行います。

■実績及び見込量

(1年あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	見込量	設置数（か所）	3	3	3	2	2	2
		利用人数（人）	21	21	23	21	21	21
	実績値	設置数（か所）	3	2	2			
		利用人数（人）	19	8	8			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・精神障がい者の専門的な相談支援体制を確保するため、I型事業を町外の事業者へ委託し、夜間や電話対応なども含めた支援の充実に努めるとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障がい者の地域生活を支援しています。
- ・第7期計画期間中、新たにセンターを設置する見込みはありませんが、今後の設置については、利用者の動向やニーズを踏まえながら慎重に検討していきます。

(6) その他の事業

■事業一覧

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

■サービスの確保に向けて

- ・ニーズの把握に努め、サービス提供体制の確保に努めます。

(7) 町独自の事業

■事業一覧

事業名	内容
更生訓練費給付	身体障害者更生援護施設で訓練を受けている人に対して更生訓練費を支給します。
訪問入浴サービス	地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。
日中一時支援	在宅障がい者（児）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障がい者が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成します。

■実績及び見込み量

(1年あたり)

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
更生訓練費給付（人）	計画値	1	1	1	1	1	1	
	実績値	0	0	0				
訪問入浴サービス（人）	計画値	2	2	2	2	2	2	
	実績値	1	2	1				
日中一時支援	（か所）	計画値	11	11	11	14	14	15
		実績値	13	13	14			
	（人）	計画値	32	33	34	39	41	42
		実績値	27	36	37			
身体障害者用自動車改造費助成（人）	計画値	1	0	1	1	1	1	
	実績値	0	0	0				

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・引き続き本町の地域の実情に応じた事業を実施するとともに、サービス提供の確保に努めます。

6 自立支援医療と補装具

(1) 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

利用者負担は原則的には1割ですが、低所得の方だけでなく、一定の負担能力があっても継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にも月額負担に上限を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

名称	内容	対象者
精神通院医療	継続的な通院を要する精神疾患の治療等のために必要な医療費の支給を行います。	精神疾患のため、通院による医療を継続的に必要とする者
更生医療	その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療費の支給を行います。	更生相談所の判定に基づき支給認定を受けた身体障がい者
育成医療		身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童

■今後の方策

- ・制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

(2) 補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長時間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いすなどがあります。補装具を必要とする身体に障がいのある人に購入費や修理費の給付を行います。

内容	対象者
身体に障がいのある人に、その障がいを補うための補装具の交付・修理に要した費用を助成します。原則的には、1割負担ですが、世帯の所得に応じて月額上限額があります。また、それぞれの補装具の交付基準額を超えた額は自己負担となります。	身体障害者手帳所持者（健康保険や労災保険、介護保険で給付を受けることができる人を除きます。）

■今後の方策

- ・制度の周知のほか、障がい者一人ひとりの状況に応じた支給に努めます。

第4章 障害児通所支援等の見込み量

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきました。平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

市町村が計画する必要がある障害児通所支援について、各サービスの内容と給付実績、見込量については次のとおりです。

1 障害児通所支援

■サービス一覧

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がい児が、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	見込量	実利用者数(人)	9	10	12	15	15	15
		利用日数(人日)	72	80	96	72	80	96
	実績値	実利用者数(人)	15	9	13			
		利用日数(人日)	83	77	69			
医療型児童発達支援	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用日数(人日)	4	4	4	4	4	4
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用日数(人日)	0	0	0			
放課後等デイサービス	見込量	実利用者数(人)	12	13	14	40	53	71
		利用日数(人日)	180	195	210	219	240	264
	実績値	実利用者数(人)	16	23	30			
		利用日数(人日)	169	181	199			
保育所等訪問支援	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用日数(人日)	4	4	4	4	4	4
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用日数(人日)	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	見込量	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
		利用日数(人日)	4	4	4	4	4	4
	実績値	実利用者数(人)	0	0	0			
		利用日数(人日)	0	0	0			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- ・保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- ・サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

2 障害児相談支援

内容
障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画案の作成、定期的なモニタリング、サービス事業者等との連絡調整を行います。

■実績及び見込量

(1か月あたり)

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	障害児相談支援	見込量	実利用者数(人)	30	33	35	54	59
実績値		実利用者数(人)	29	45	49			

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

■サービスの確保に向けて

- ・児童福祉法によるサービス利用者全員が計画相談支援を利用するため、サービス利用者数から見込んでいます。事業所との連携を図り、必要なサービスの確保と充実に努めます。

資料編

1 利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年11月22日

告示第44号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に基づく利根町障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく利根町障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する調査及び研究
- (2) その他計画策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者の代表者
- (4) 社会福祉活動を行うボランティア団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 町長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(利根町障害者基本計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 利根町障害者基本計画策定委員会設置要綱（平成12年告示第18号）は、廃止する。

附 則（平成22年告示第24号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第4号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 利根町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

(委員：17名 敬称略)

番号	区分	所属	職名	氏名
1	学識経験者	元NPO団体理事長		本橋 康夫
2	福祉団体関係者	利根町手をつなぐ育成会	会長	大坪 浩
3		社会福祉法人 ゆっこら花農場	施設長	牧野 朋子
4	社会福祉事業者	複合福祉施設 響	施設長	中川 明子
5		利根町社会福祉協議会	事務局長	花嶋 みゆき
6	社会福祉活動の代表者	利根町民生委員・児童委員協議会	会長	◎中野 傳功
7		利根町身体障害者相談員	代表	野口 ヤスエ
8		利根町区長会	副会長	佐藤 陽恵
9	町長が認めるもの			山根 直美
10				幸塚 美智子
11				永野 一美
12	関係行政機関	利根町教育委員会	教育長	海老澤 勤
13		茨城県立美浦特別支援学校	教頭	那須 幸子
14		利根町国保診療所	所長	○中澤 義明
15		利根町保健福祉センター	所長	勝村 健
16		利根町指導課	課長	丹 晴 幸
17		利根町福祉課	課長	服部 豊

◎委員長 ○副委員長

3 計画の策定経過

日付	項目	内容
令和5年 6月5日～ 6月30日	障がい者福祉に関する アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生活ニーズ調査（障がい・難病のある方） 障がい福祉に関する調査（一般町民の方） 事業所調査
9月28日	第1回 利根町障害者基本計画及び 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の位置づけと期間，体系について 障がいのある人を取り巻く状況について アンケート調査報告について 今後の予定について
11月29日	第2回 利根町障害者基本計画及び 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 利根町障がい者プラン（素案）について
令和6年 1月5日～ 2月5日	パブリックコメントの実施	
2月28日	第3回 利根町障害者基本計画及び 障害福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施結果について 利根町障がい者プラン（最終案）について

4 用語解説

－英字－

■ ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳され、インターネットを活用した情報処理や通信技術の総称。

■ SDGs（エス・ディー・ジーズ）持続可能な開発目標

Sustainable Development Goals の略称で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

－あ行－

■ アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■ 一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業等での就労のことをいい、「福祉的就労」に対する用語として使用される。

■ 医療的ケア

吸引、注入、導尿などの医療的な行為。吸引とは、電動または手動の吸引器で、口腔や鼻腔などの痰や鼻汁、唾液などの分泌物を吸引すること。注入とは、呼吸障がい、摂食障がいなどがある人に、経管による栄養および水分、薬液の注入を行うこと。導尿とは、排尿困難のある人に対して、尿道からカテーテルを挿入し、排尿することをいう。

■ 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例は、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して、平成 8 年に制定されました。高齢者や障がい者を含むすべての人にとって、やさしいまちづくりを推進するためには、行政のみならず事業者や県民の理解と協力が必要である。このため、行政、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、それぞれが「ひとにやさしいまちづくり」に関する責務の重要性を認識し、相互に連携して一体となって推進しようというのが基本的な考え方である。特に多くの人々が利用する公共性の強い施設等の整備改善や、ひとにやさしい心の醸成等について、事業者や県民の理解と協力を得て推進しようとするもの。

■インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスのこと。

－か行－

■協働

福祉分野では住民・地域・事業者・NPO・行政などの様々な組み合わせで、力を合わせて福祉活動を展開することを表す。

■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者等に代わり、援助者が障がい者の代理として、その権利やニーズ獲得を行うこと。

■高次脳機能障がい

病気や外傷などの原因により脳が損傷され、後遺症として記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたすもの。

■更生医療

身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な権利やニーズの表明を支援し代弁すること。

■更生訓練

身体障がいのある人の経済的自立および日常生上の自立を目的として行われる様々な訓練やリハビリテーションのこと。

■合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

■作業療法士

身体または精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。

■児童発達支援センター

発達や運動機能に心配のあるお子さんを対象に相談員、言語聴覚士、心理士、保育士、理学療法士、保健師などの専門の職員が相談および指導・訓練の療育を行う施設。

■社会福祉協議会

社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。

■重症心身障がい者（児）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある人のこと。医学的診断名ではなく、行政措置を行うための定義（呼び方）。

■重度心身障害者医療費

障がいのある人とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市町村で助成する制度。県内に住所を有し、医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合等）に加入していることが必要となる。対象となる人が未成年者等の場合は、その者を現に監護している保護者などに医療費を助成するもの。

■障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく施設。就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対して、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導・相談を実施している。利根町においては、土浦市の「障害者就業・生活支援センターかすみ」にて実施している。

■障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、平成16年6月に障害者基本法において12月3日から12月9日までの1週間と定められた。なお、国際連合の「障害者の権利宣言」採択（1975年）が「障害者の日」（12月9日）。

■職場適応援助者（ジョブコーチ）

障がいのある人が、できるだけ早く職場に適応し、能力を発揮して仕事ができるように、職場で障がいのある人に付きそって支援をおこなったり、会社側にかけあって障がいのある人が働きやすい環境を作るためのアドバイスをしたりする人のこと。

■自立支援医療

障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は、社会生活を営むために必要な更生医療，育成医療，精神通院医療のこと。

■自立支援協議会

障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の一つとして導入された仕組みで、市町村が単独または共同で設置するものと、都道府県が設置するものがある。相談支援事業の中立・公平性の確保や、相談支援事業をはじめとする障がい者支援システムづくりに関する中核的役割を果たす組織であり、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。

■精神通院医療

精神保健および精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する統合失調症，精神作用物質による急性中毒，その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で，通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し，その通院医療に関わる自立支援医療費の支給を行うもの。

■精神保健福祉士

精神保健福祉法に規定された国家資格。精神障がいの保健や福祉に関する専門知識・技術をもって，精神病院・その他の医療施設において精神障がいの医療を受けている人，または精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ，助言・指導や日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。

■成年後見制度

認知症や知的障がい，精神障がいなどのために判断能力が十分でない人が，地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約，財産の管理などの法律行為を，家庭裁判所などにより選任された後見人等が本人の意思を尊重し，契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

■相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ，助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか，サービス利用計画等を作成する人。

■作業療法士

身体または精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を行わせる人のこと。

■地域活動支援センター

障がいのある方を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のこと。

■地域ケアシステム

在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対し、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組み。利根町社会福祉協議会に設置された「ケアセンター」において、専門の職員（地域ケアコーディネーター）が、在宅のサービスについての様々な相談に応じるとともに、必要なサービスを提供するために保健・医療・福祉機関との総合的な調整を行う。

■地域生活支援拠点

障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つが柱となっている。国では、障害福祉計画の基本指針に位置づけて整備を進める方針を示しており、各市町村や圏域において、地域の実情に応じた地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指している。

■地域包括支援センター

高齢者や家族の立場に立って在宅介護などに関する総合的な相談に応じるとともに、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政やサービス提供事業者などとの連絡調整を行う機関。平成18年度から、介護保険法の改正で導入された。

■特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的とする。

■特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

■難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成 26 年法律第 50 号）に基づき指定される指定疾病。制度に基づき、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援している。随時追加され、令和元年 7 月からは 333 種類が対象疾病として指定されている。

■日中活動の場

療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援，地域活動支援センターなどを指す。

■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。

■排泄管理支援用具

日常生活用具の種類の一つであり、ストマ用装具などの障がいのある人（児）の排せつ管理を支援する衛生用品のこと。

■発達障がい

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい，学習障がい，注意欠陥多動性障がいその他これに類する障がいであって，その症状が通常低年齢において現れるもののうち，言語の障がい，協調運動の障がい，心理的発達の障がい，行動及び情緒の障がい。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。元々は物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが，より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく。

■福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で，労働者としての権利や最低賃金は保障されず，あくまでも施設の利用者という立場にとどまる。

■福祉避難所

災害時に介護の必要な高齢者や障がいのある人を一時的に受け入れて、ケアする施設。バリアフリー化され専門スタッフを配置した介護施設や学校を指定する。

■福祉有償運送

NPO等が自家用自動車を使用して、身体障がい者、要介護者の移送を行う、都道府県運輸支局に登録した「自家用自動車有償運送」の1つである。

■ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されており、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に障がいへの理解や支援を求めるためのもの。

■ヘルプマーク

障がいや疾患などにより、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク。赤色の下地に白のプラスとハートを組み合わせたデザインで「支援や配慮が必要である」ことを表している。

ーや行ー

■要約筆記者

中途失聴者、難聴者などの聴覚障がい者の意思伝達を仲介するため、話し手の言葉や内容を要約したものを筆記して中途失聴者、難聴者などに伝えるものを言う。

ーら行ー

■ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳幼児、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとして区分される。

■リハビリテーション

一般的には、医療機関での治療訓練（医学的リハビリテーション）や、職業訓練（職業リハビリテーション）のことをいう。しかし、それらだけでなく、障がい者がその人らしく生きるために、身体的、精神的、社会的、職業的など、あらゆる面で到達可能な位置や機能を回復すること、また、その過程や一連の取り組みのことをいう。その場合、「全人間的復権」と訳される。

■療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家庭、障がいや発育の遅れなどに心配のある子ども等を対象として、障がいの早期発見、早期治療、訓練等による障がいの軽減、さらに基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等を行う事業である。

利根町障がい者プラン

【利根町障害者計画】

【利根町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画】

発行 令和6年3月

編集 利根町福祉課

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川 841-1

TEL 0297-68-2111（代表）
